

平成 30 年

富岡町議会会議録

第 5 回 定例会

6 月 13 日 開会 ～ 6 月 14 日 閉会

富岡町議会

平成30年第5回富岡町議会定例会会議録目次

第1日 6月13日(水曜日)

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	2
○出席議員	4
○欠席議員	4
○説明のため出席した者	4
○事務局職員出席者	5
開 会 (午前10時00分)	6
○開会の宣告	6
○開議の宣告	6
○議事日程の報告	6
○諸般の報告	6
○会議録署名議員の指名	6
○会期の決定	6
○諸報告	7
○議案の一括上程	11
○提案理由の説明及び一般町政報告	11
○一般質問	17
安藤正純君	17
高野匠美君	31
○議案の趣旨説明、質疑、討論、採決	40
○散会の宣告	41
散 会 (午後1時53分)	42

第2日 6月14日(木曜日)

○議事日程	45
○本日の会議に付した事件	46
○出席議員	46
○欠席議員	46
○説明のため出席した者	46
○事務局職員出席者	47

開 議 (午前 10時00分)	48
○開議の宣告	48
○議事日程の報告	48
○会議録署名議員の指名	48
○議案の趣旨説明、質疑、討論、採決	48
○委員会報告	82
○動議の提出	85
○閉会の宣告	85
閉 会 (午後 2時25分)	85

第 5 回 定 例 町 議 会

(第 1 号)

平成30年第5回富岡町議会定例会

議事日程 第1号

平成30年6月13日(水) 午前10時開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸報告

- 1、監査委員報告
- 2、議会運営委員会報告
- 3、議会報編集特別委員会報告
- 4、原子力発電所等に関する特別委員会報告
- 5、総務常任委員会報告
- 6、産業復興常任委員会報告

日程第4 議案の一括上程

- 報告第 5号 平成29年度富岡町継続費繰越しの報告について
- 報告第 6号 平成29年度富岡町繰越明許費繰越しの報告について
- 報告第 7号 平成29年度富岡町繰越明許費繰越しの報告について
- 議案第45号 富岡町農業委員会委員の任命につき認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しない場合の同意を求めることについて
- 議案第46号 富岡町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第47号 富岡町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第48号 富岡町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第49号 富岡町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第50号 富岡町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第51号 富岡町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第52号 富岡町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第53号 富岡町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第54号 富岡町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第55号 富岡町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第56号 富岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 議案第57号 富岡町肉用雌牛貸付条例の一部を改正する条例について

- 議案第 58 号 不動産の取得について
議案第 59 号 不動産の取得について
議案第 60 号 平成 30 年度富岡町一般会計補正予算（第 1 号）
議案第 61 号 平成 30 年度富岡町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 5 提案理由の説明及び一般町政報告
日程第 6 一般質問
日程第 7 議案の趣旨説明、質疑、討論、採決
- 報告第 5 号 平成 29 年度富岡町継続費繰越しの報告について
報告第 6 号 平成 29 年度富岡町繰越明許費繰越しの報告について
報告第 7 号 平成 29 年度富岡町繰越明許費繰越しの報告について
議案第 45 号 富岡町農業委員会委員の任命につき認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しない場合の同意を求めることについて
議案第 46 号 富岡町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
議案第 47 号 富岡町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
議案第 48 号 富岡町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
議案第 49 号 富岡町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
議案第 50 号 富岡町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
議案第 51 号 富岡町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
議案第 52 号 富岡町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
議案第 53 号 富岡町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
議案第 54 号 富岡町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
議案第 55 号 富岡町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
議案第 56 号 富岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
議案第 57 号 富岡町肉用雌牛貸付条例の一部を改正する条例について
議案第 58 号 不動産の取得について
議案第 59 号 不動産の取得について
議案第 60 号 平成 30 年度富岡町一般会計補正予算（第 1 号）
議案第 61 号 平成 30 年度富岡町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
-

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 諸報告

- 1、監査委員報告
- 2、議会運営委員会報告
- 3、議会報編集特別委員会報告
- 4、原子力発電所等に関する特別委員会報告
- 5、総務常任委員会報告
- 6、産業復興常任委員会報告

日程第4 議案の一括上程

- 報告第 5号 平成29年度富岡町継続費繰越しの報告について
- 報告第 6号 平成29年度富岡町繰越明許費繰越しの報告について
- 報告第 7号 平成29年度富岡町繰越明許費繰越しの報告について
- 議案第45号 富岡町農業委員会委員の任命につき認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しない場合の同意を求めることについて
- 議案第46号 富岡町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第47号 富岡町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第48号 富岡町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第49号 富岡町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第50号 富岡町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第51号 富岡町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第52号 富岡町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第53号 富岡町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第54号 富岡町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第55号 富岡町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第56号 富岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 議案第57号 富岡町肉用雌牛貸付条例の一部を改正する条例について
- 議案第58号 不動産の取得について
- 議案第59号 不動産の取得について
- 議案第60号 平成30年度富岡町一般会計補正予算（第1号）
- 議案第61号 平成30年度富岡町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

日程第5 提案理由の説明及び一般町政報告

日程第6 一般質問

日程第7 議案の趣旨説明、質疑、討論、採決

- 報告第 5号 平成29年度富岡町継続費繰越しの報告について
- 報告第 6号 平成29年度富岡町繰越明許費繰越しの報告について

○出席議員（14名）

1番	渡辺英博君	2番	渡辺正道君
3番	高野匠美君	4番	渡辺高一君
5番	堀本典明君	6番	早川恒久君
7番	遠藤一善君	8番	安藤正純君
9番	宇佐神幸一君	10番	高野泰君
11番	黒澤英男君	12番	高橋実君
13番	渡辺三男君	14番	塚野芳美君

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者

町長	宮本皓一君
副町長	高橋浩一君
副町長	滝沢一美君
教育長	石井賢一君
会計管理者	三瓶直人君
総務課長	林紀夫君
企画課長	原田徳仁君
税務課長	小林元一君
健康福祉課長	植杉昭弘君
住民課長	杉本良君
参事兼 生活環境課長	石井和弘君
産業振興課長兼 農業委員会 事務局長	猪狩力君
復興振興課長	黒沢真也君
復旧課長	三瓶清一君
教育総務課長	飯塚裕之君
拠点整備課長	竹原信也君
郡山支所長	斉藤一宏君

参 事 兼 い わ き 支 所 長	三 瓶 雅 弘 君
総 務 課 課 長 補 佐	遠 藤 博 生 君
代 表 監 査 委 員	坂 本 和 久 君

○事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長	志 賀 智 秀
議 会 事 務 局 長	大 和 田 豊 一
議 会 事 務 局 査	杉 本 亜 季

開 会 (午前10時00分)

○開会の宣告

○議長(塚野芳美君) ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより平成30年第5回富岡町議会定例会を開会いたします。

○開議の宣告

○議長(塚野芳美君) 直ちに本日の会議を開きます。

○議事日程の報告

○議長(塚野芳美君) 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

○諸般の報告

○議長(塚野芳美君) 日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

まず初めに、今定例会における会期及び日程等について、去る6月7日の議会運営委員会において審議をしていただきました。その結果、会期は本日から明日までの2日間とする旨の答申を受けておりますので、ご報告いたします。

次に、平成30年第2回双葉地方広域市町村圏組合議会定例会について文書をもって報告をしておりますので、ごらんいただくようお願いいたします。

また、陳情書1件を受理しております。この写しもあわせて配付しておりますので、ごらんいただきたいと思っております。

以上で諸般の報告を終わります。

○会議録署名議員の指名

○議長(塚野芳美君) 日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において

12番 高 橋 実 君

13番 渡 辺 三 男 君

の両名を指名いたします。

○会期の決定

○議長(塚野芳美君) 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から14日までの2日間といたしたいと存じますが、こ

れにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から14日までの2日間と決定いたしました。

○諸報告

○議長（塚野芳美君） 次に、日程第3、諸報告に入ります。

初めに、監査委員の報告を求めます。

代表監査委員、坂本和久君。

〔代表監査委員（坂本和久君）登壇〕

○代表監査委員（坂本和久君） 皆さん、おはようございます。それでは、監査委員より例月出納検査報告をいたします。

30監第3号、平成30年6月13日、富岡町長、宮本皓一様、富岡町議会議長、塚野芳美様、富岡町監査委員、坂本和久、富岡町監査委員、堀本典明。

例月出納検査報告書、例月出納検査を実施した結果を地方自治法第235条の2第3項の規定により報告する。

記、1、検査の対象。(1)平成30年2月・3月・4月分(平成29年度4月・平成30年度4月)、(2)一般会計及び特別会計、(3)歳入歳出外現金。

2、検査の時期。平成30年3月20日・4月20日・5月21日。

3、検査の結果。(1)収支出納関係諸帳簿及び整備の状況、適切であると認めた。(2)違法または不適切と認めて指示した事項、なし。(3)検査時における現金及び予算執行の状況、適切であると認めた。

別紙は、朗読を省略いたします。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 次に、委員会報告に入ります。

議会運営委員会の報告を委員長より求めます。

7番、遠藤一善君。

〔議会運営委員会委員長（遠藤一善君）登壇〕

○議会運営委員会委員長（遠藤一善君） 報告第13号、平成30年6月13日、富岡町議会議長、塚野芳美様、議会運営委員会委員長、遠藤一善。審査報告書、本委員会は、付託された事件について、審査した結果を次のとおり報告する。

記、1、事件名。第1回、(1)議案審議について、(2)6月定例会の会期及び日程について、(3)その他、①一般質問について、②陳情について、③その他。

2、審査の経過。回数、第1回、日時、平成30年6月7日午前9時15分、場所、富岡町役場第1委員会室、出席委員5名、欠席委員なし、説明出席者、総務課長・同補佐、職務出席者、議長・議会事務局長・庶務係長。

3、審査の結果。第1回、(1)議案審議について、6月定例会に町長提出予定の議案等の内容について、総務課長より説明を受けた。提出予定議案は次のとおり。報告案件3件、同意案件1件、人事案件10件、条例の一部改正案件2件、財産（不動産・動産）の取得または処分案件2件、補正予算案件2件、合計20件。(2)6月定例会の会期及び日程について、6月定例会の会期日程については、会期を3月13日から14日までの2日間とすることに決し、議長に答申した。(3)その他、①一般質問について、一般質問の通告2名について、議会事務局長より説明を受けた。②陳情等について、「臓器移植の環境整備を求める意見書の採択を求める陳情書」、以上の1件の陳情等について審査し、全議員に周知することに決した。③その他、なし。

以上です。

○議長（塚野芳美君） ただいま議会運営委員会委員長より報告がありましたが、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり決しました。

次に、議会報編集特別委員会の報告を委員長より求めます。

5番、堀本典明君。

〔議会報編集特別委員会委員長（堀本典明君）登壇〕

○議会報編集特別委員会委員長（堀本典明君） おはようございます。報告第14号、平成30年6月13日、富岡町議会議長、塚野芳美様、議会報編集特別委員会委員長、堀本典明。審査報告書、本委員会は、付託された事件について、審査した結果を次のとおり報告する。

記、1、事件名。第1回～第3回、(1)とみおか議会だより第194号の編集について、(2)その他、第4回、(1)とみおか議会だより第194号の最終校正について、(2)その他。

2、審査の経過。審査の経過は記載のとおりでありますので、お読み取りいただきたいと思います。

3、審査の結果。第1回～第3回、(1)とみおか議会だより194号の編集について。とみおか議会だより第194号の企画表に基づき、議会報編集の事務分担を決めた。表紙は、震災後初めて当町で行われる小中学校入学式の写真とすることに決した。巻末「ちょっとひとこと」は、4月23日に開院したふたば医療センター附属病院の病院長である田勢長一郎氏に寄稿していただくことに決した。とみおか議会だより第194号の今後の作成スケジュールについて協議し本特別委員会を4回開催することに決した。リード記事の審議及び編集、質疑応答のピックアップ、レイアウトの審議を実施した。第4回、(1)とみおか議会だより第194号の最終校正について、議会報の最終校正及び内容確認等を実

施した。

以上です。

○議長（塚野芳美君） ただいま議会報編集特別委員会委員長の報告が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。この件につきましては、委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 異議なしと認めます。

よって、議会報編集特別委員会委員長報告のとおり決しました。

次に、原子力発電所等に関する特別委員会の報告を委員長より求めます。

9番、宇佐神幸一君。

〔原子力発電所等に関する特別委員会委員長（宇佐神幸一君）登壇〕

○原子力発電所等に関する特別委員会委員長（宇佐神幸一君） おはようございます。報告第15号、平成30年6月13日、富岡町議会議長、塚野芳美様、原子力発電所等に関する特別委員会委員長、宇佐神幸一。審査の報告書、本委員会は、付託された事件について、審査した結果を次のとおり報告する。

記、1、事件名。第1回、1、原子力発電所通報連絡処理（平成30年2月・3月・4月分）について、2、東京電力（株）福島第一原子力発電所1号機から4号機の廃止措置等に向けた中長期ロードマップの進捗状況について、3、その他。

2、審査の経過。審査の経過は、お手元に記載したとおりでありますので、ご一読ください。

3、審査の結果。第1回、1、原子力発電所通報連絡処理（平成30年2月・3月・4月分）について、原子力発電所通報連絡処理簿に基づいた福島第一原子力発電所並びに福島第二原子力発電所の通報内容について、生活環境課より説明を受けた。2、東京電力（株）福島第一原子力発電所1号機から4号機の廃止措置等に向けた中長期ロードマップの進捗状況について、廃炉に向けた主な作業項目と現在の作業の進捗状況等について、東京電力ホールディングス（株）より説明を受けた。3号機燃料取り出しに向けた対応状況やK排水路濃度低減対策の状況等の説明を受けた。議員からは、瓦れき撤去作業の支障となる建屋の構造体を取り払うとの説明に対し、その構造体を取り払っても構造上安全だという数値をしっかりと示すよう求めた。また、トリチウムを含んだ汚染水がふえ続けている状況について、最終的な処理判断をする時期に来ていること、実際にトリチウム汚染水が環境や生物に

どのような影響を与えているのか実証実験を行う必要があることを指摘した。3、その他、住宅のリフォーム時に発生する廃棄物の汚染濃度検査料をしっかりと賠償の対象にするよう求めた。商工事業者の営業賠償について、申請600件に対して1件しか営業損害の超過分が認められていない状況は納得できないので、もっと事業者に寄り添った対応をするよう求めた。

以上、報告いたします。

○議長（塚野芳美君） ただいま原子力発電所等に関する特別委員会委員長報告が終わりました。これより質疑を許します。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。この件につきましては、委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 異議なしと認めます。

よって、原子力発電所等に関する特別委員会委員長報告のとおり決しました。

次に、所管事務の調査については、文書をもって報告しておりますが、委員長報告に対し1人1回の質疑を許可することになっておりますので、質疑を許します。

まず初めに、総務常任委員会委員長報告に対して質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑なしと認めます。

次に、産業復興常任委員会委員長報告に対して質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑なしと認めます。

以上で所管事務の調査についてを終わります。

次に、議会報編成特別委員会において、議会広報研修を実施しておりますので、委員長より報告を求めます。

5番、堀本典明君。

〔議会報編成特別委員会委員長（堀本典明君）登壇〕

○議会報編成特別委員会委員長（堀本典明君） 議会報編成特別委員会、議会広報研修について報告いたします。

1、目的。議会広報の編集技能を高め、議会に対する住民の理解と関心を深める議会報編成に寄与

するため。

2、研修名称等。名称、平成30年度町村議会広報研修会、場所、郡山市ビッグパレットふくしま、日時、平成30年5月23日水曜日午後1時～午後4時まで。

3、参加者。参加者は、委員全員であります。

4、研修の概要。講演「読まれる議会だよりの編成と表現のポイント」、読まれる議会だよりにするためのテクニック、今後の議会だよりに求められるもの、議会広報クリニック、グラフィックデザイナー、長岡光弘氏。

5、所見。議会報は議会活動を町民にわかりやすく伝えるという責務を担っていると同時に、議会がどのような活動をしているか、町民に知ってもらえるよい機会である。そういった意味でも、議会の活動内容をただ伝えるだけでなく、町民の目を引くレイアウトや読みやすい文章表現を心がけ、まずは手にとってもらえる議会報づくりが重要である。今回の研修は、グラフィックデザイナーの長岡光弘氏に講演をいただいた。人が紙面を見るとき視線の誘導方法や、大見出し小見出しのバランスのとり方、余白の重要性など、人の目を引きつける紙面構成について教えていただいた。また、他自治体が作成した議会報のよい点や改善すべき点をわかりやすく解説していただいた。各自治体とも表紙の写真や住民参加企画など、工夫を凝らしている点は多々あるものの、一文の長さや情報整理の仕方等、改善の指摘を受ける部分もあり、それは当町の議会報の編成にも生かせるものである。今回の研修で学んだことを念頭に置き、他自治体の議会報のよいところを新たに受け入れながら、さらに読みやすくわかりやすい議会報の編集に努めていきたいと考える。

以上、議会報編成特別委員会議会広報研修の所見といたします。

○議長（塚野芳美君） 以上をもって委員会報告を終わります。

これをもって諸報告を終わります。

○議案の一括上程

○議長（塚野芳美君） 次に、日程第4、議案の一括上程を行います。

事務局長の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○提案理由の説明及び一般町政報告

○議長（塚野芳美君） 次に、日程第5、提案理由の説明及び一般町政報告を行います。

町長より提案理由の説明及び一般町政報告を求めます。

町長。

〔町長（宮本皓一君）登壇〕

○町長（宮本皓一君） 皆さん、おはようございます。平成30年第5回富岡町議会定例会を開催するに当たり、さきの定例会以降の町政についてご報告申し上げ、次いで今定例会に提案いたしました議案につきましてご説明申し上げます。

一部地域を除く避難指示の解除から1年余りが経過いたしました。町内に居住される方々がふえてきていること、また、さくらモールとみおかの利用状況も順調であることなど、町のにぎわいが少しずつ戻ってきており、うれしく感じるとともに、町の将来に対する責任に改めて身の引き締まる思いでございます。この4月には、町内で小中学校が再開されました。4月6日に行われた富岡校の再開セレモニーには、保護者や近隣の方々など数百人が児童・生徒を出迎え、子供たちの新しい門出を祝福してくださいました。富岡校には17名の子供たちが通っており、三春校に通う22名とともに将来の夢に向かって勉強に、運動にいそしみ、明るく、健やかに、真っすぐ成長していただきたいと思っております。4月1日に再開した町立図書館、富岡校の余裕教室を利用した預かり保育、現在整備を進めている認定こども園、そして避難先の学校などへの就学援助ともあわせて、ふるさと富岡の将来を担う大事な宝を応援していくために、今後も教育施設を充実させてまいる考えであります。

一方、本年3月に特定復興再生拠点区域復興再生計画が国より認定されたことにより、ようやく帰還困難区域の復興・再生に取り組むことができるようになりました。現在、特定復興再生計画に基づき、当該区域内の除染及び家屋解体などの準備を進めており、さきの全員協議会及び先週末に開催いたしました住民説明会において、その具体的な手法やスケジュール等につきましてご説明させていただいたところです。今後は、所有者などの同意取得を進め、秋ごろをめどに除染、解体作業に着手する予定であります。また、同意取得と並行して公共施設の解体作業も進める考えであり、JR夜ノ森駅東西自由通路の整備事業ともあわせて、力強く特定復興再生拠点区域の復興・再生に取り組んでまいります。

なお、現在帰還困難区域に入域する際は、富岡消防署北側のゲートにおいて通行証の確認などを受ける必要がありますが、国道6号東側、西側ともに1カ所ずつ入域ゲートを追加するなど、当該区域に居住していた方々の入域の利便性向上を図る考えであり、ゲート追加の詳細な時期を近々にお知らせできるよう国と協議を進めております。帰還困難区域の再生なくしてふるさと富岡の真の復興は果たされません。今後も国、県及び関係機関との連携を密に、各事業に全力で取り組んでまいりますとともに、いまだ町外での避難生活を続けざるを得ない町民の皆様に対する支援につきましても、ご意見をいただきながらさまざまな施策に反映させてまいりたいと考えておりますので、議員の皆様におかれましては、引き続きご理解とご協力を賜りますようよろしくお願いいたします。

続いて、3月定例議会以降の町政についてご報告いたします。初めに、総務課所管の業務について申し上げます。天皇、皇后両陛下におかれましては、第69回全国植樹祭にご来県され、あわせて県営復興公営住宅北好間団地に行幸啓されました。その際、本町町民1名を含む入居者4名とご懇談され、同席させていただいた私を含め、温かく慈愛に満ちたお言葉を頂戴いたしました。

次に、富岡町土地改良区総代総選挙についてご報告いたします。任期満了に伴う富岡町土地改良区総代総選挙につきましては、今回より選挙区数が5区から2区に再編され、去る4月26日に実施されました。立候補者数が選挙すべき人数を超えなかったため無投票となり、同日当選された30名の方に対し当選証書の付与を行っております。

次に、企画課所管の業務について申し上げます。まず、帰還困難区域の再生についてご報告いたします。本町の真の復興に欠くことができない、そして本町全体の復興を力強く後押しする帰還困難区域の再生に向けた取り組みは、国の認定を受けた特定復興再生拠点区域復興再生計画を推進する富岡町特定復興再生拠点整備推進会議により第一歩を踏み出しました。帰還困難区域として設定されてから5年が経過する中、誰もが思い、悩みながらも、ふるさと再生の強い思いが今につながったものと感じております。今後は、町民の皆様が心より願う除染やインフラ整備の早期着手、そして確実な実施を国に求めるとともに、除染効果の検証や町並みの状況、状態の把握、新たな課題への対応などを国、県、町が一体となり進めてまいります。また、特定復興再生拠点区域と設定できなかった区域への支援につきましても、継続的に国と協議をしてまいりますので、議員各位のご理解とご協力をお願いいたします。

次に、情報発信の強化についてご報告いたします。生活関連の情報を迅速かつタイムリーに発信することをモットーに、あらゆる手段を用いて生かせる情報を広くお伝えしており、その発信力は第63回福島県市町村広報コンクール映像の部で入賞するまでに至っております。本年度においては、情報提供の基本である入手しやすさ、わかりやすさのさらなる向上を図るための町ホームページの改修や時間の経過とともに震災、原発事故の記憶が薄れていかぬよう風化を防ぎ、複合災害から学び得た教訓を後世に残す責務を全うするための震災記録誌第2版の編さんに着手いたしました。町ホームページの改修は9月末、震災記録誌は年度内の完成を目指しておりますので、ご報告いたしますとともに、今後も情報発信の強化に努めてまいります。

次に、住民課所管の業務について申し上げます。一部地域を除く避難指示の解除から1年が経過し、住環境の整備や町内での事業所の再開が進んでいることなどもあり、帰還転入者に提出していただいている町内居住届は、6月1日現在459世帯、660人と徐々にではありますが、ふえ続けております。届けていただいた情報は、町からの郵便物送付や統計のみならず居住されている町民の安全、安心の観点から関係機関と連携したさまざまな取り組みの基礎データとして共有、活用しております。また、昨年4月から運用を開始いたしました避難先から町内に転居された世帯に対する早期帰還移転補助金の事業は本年度も継続しており、6月1日現在で35件の申請を受け付けております。

次に、健康福祉課所管の業務について申し上げます。まず、富岡町認定こども園整備工事についてご報告いたします。5月24日開催の第4回臨時会においてご承認いただきました富岡町認定こども園整備工事につきましては、同月27日に着手したところであり、平成31年3月15日の完成を目指し、工事の安全を第一に進めてまいります。なお、こども園認定に係る諸手続につきましては、県との協議

を重ねながら順次進めているところであります。

次に、国民健康保険制度についてご報告いたします。国民皆保険を将来にわたって守り続けるために、平成30年4月より従来の市町村に加え、都道府県も国民健康保険の運営を担うこととなりました。このことから、本年度の行使により新しい被保険者証には都道府県名が表記されるようになります。仕組みは変わりますが、医療の受け方は変わらず、被保険者証の交付や保険料の納付先、各種届け出の窓口などは今までどおり市町村で行います。

次に、平成30年度敬老会についてご報告いたします。昨年度から町内で開催しております敬老会につきましては、本年度は富岡町総合体育館におきまして9月14日の開催を予定しております。より多くの皆さんに参加していただけるよう事前アンケートを実施し、送迎バス乗車場所や送迎家族への配慮など、丁寧な対応をしていきたいと考えております。議員の皆様にも、ご列席いただくご案内をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

次に、復興推進課の業務について申し上げます。まず、除染、家屋解体についてご報告いたします。避難指示解除済み区域内では、線量に不安のある方から相談をいただいた箇所及び事後モニタリング結果からの抽出案件についてフォローアップ除染を継続して実施しております。また、夜の森地区先行除染区域内におきましては、区域内宅地の約50%の除染が完了しております。あわせて、被災家屋の解体につきましては、これまで解体済み区域と夜の森先行除染区域を合わせて約2,200件完了しており、残り約800件につきましても、年度内の工事完了を見込んでおります。なお、環境省に対しては、徹底した線量低減と迅速かつ丁寧な解体工事の実施を引き続き強く求めてまいります。

次に、仮設焼却施設についてご報告いたします。毛萱、仏浜地区に設置しております仮設焼却施設につきましては、平成27年4月より稼働を開始し、これまで町内の除染等廃棄物の焼却、減容化を行ってまいりました。今般周辺の海岸堤防や県道広野小高線の県工事を計画どおりに進めるため、当該施設の使用を本年9月で終了することとなり、その後町内で発生する廃棄物につきましては、浪江町のご理解のもと浪江町の仮設焼却施設にて広域処理することが決定いたしました。今後は、浪江町への廃棄物の輸送が開始されますが、中間貯蔵施設等への輸送と同様に、環境省には引き続き安全かつ円滑に実施していただくよう注視してまいります。

次に、生活環境課所管の業務について申し上げます。まず、町内環境美化事業についてご報告いたします。本年度の花いっぱい運動は、町内の環境美化への関心と理解、あわせて町民の皆様が交流を深める場として、去る6月3日に環境美化の日に合わせて8行政区・2団体の参加を得て実施したところです。今後も、行政と地域住民が共同して町内環境美化を進める体制の構築に努めてまいりたいと考えております。

次に、消防事業についてご報告いたします。町内では8年ぶりとなる消防協会双葉支部春季連合検閲式が去る4月22日、議員を初め多くのご来賓ご臨席のもと、富岡町総合運動場をメイン会場に開催されました。双葉郡内の消防団員、婦人消防隊員及び双葉地方広域消防本部の隊員約500名が参加し、

消防組織の団結と士気向上を図ったところ です。引き続き、町民の安全、安心のため、町と関係団体が一体となり防火体制の強化に努めてまいります。

次に、産業振興課所管業務について申し上げます。まず、複合商業施設運営事業についてご報告いたします。さくらモールとみおかは、5月末日時点で来場者総数90万人を超え、昨年のグランドオープンから1年余りで100万人に達する見込みとなりました。町内で生活されている方々はもちろん、周辺地域からの利用も多く見受けられ、郡内の重要な生活インフラの一つとして定着してまいりました。町といたしましては、引き続きテナント各社と密な連携をとりながら、町民の皆様がより訪れやすく、利用しやすい施設運営を目指してまいります。

次に、プレミアムつき商品券事業についてご報告いたします。本事業は、事業者の町内事業再開及び町民の帰還促進を目的として昨年度から実施しております。本年度は、1万セットを7月中旬よりさくらモールとみおかで販売開始する予定です。

次に、桜まつり事業についてご報告いたします。「集い」から改称をして開催したことしの桜まつりは、全国的に早い開花だったこともあり、4月14、15日の祭り当日には桜の花が散ってしまっていたものの、1,300の方が来場されました。町民の皆様の交流の場となるとともに、町内の復興状況の進展を多くの方々を感じていただける機会となりました。

次に、生活交通整備事業についてご報告いたします。本事業につきましては、これまでいわき一富岡間の路線バス、町内循環バスの利用支援を行うとともに、デマンドバスを運行し、交通弱者の交通移動手段の確保を進めてまいりました。4月からは、川内一富岡間の路線バス運行開始により、町内上手岡地区方面へのバス路線が再開されたほか、町民の皆様から要望が多かったいわき方面への朝の便及びいわきから富岡への夕方の便の増設につきまして、事業者との協議により実現いたしました。さらに、6月15日からは、高速バスいわき一仙台間が常磐富岡インターチェンジの町営駐車場を1日7便経由することとなり、常磐線の全線開通を前に仙台方面へのアクセスが向上いたします。本事業につきましては、引き続き町内の生活交通網の充実を図るとともに、常磐線のダイヤ改正などを柱に、町外とのアクセス向上を目指し、関係企業や事業者との協議を進めてまいります。

次に、中小企業の事業再開支援事業についてご報告いたします。本事業につきましては、住民の生活利便性の向上はもちろん、地域活性化に直結する重要な事業であり、国、県の補助金に関する説明、公募に関する相談を受け付けるとともに、町独自の補助金を設け、事業者の支援に当たっております。また、事業者の皆さんからは、特に多く寄せられている福島県補助事業の利便性の向上につきましては、5月30日県に対し要望活動を行ったところ です。

次に、農業復興事業についてご報告いたします。本年度の営農再開状況につきましては、水稲作付が約10ヘクタールと昨年の倍の面積となり、タマネギ栽培につきましては約2ヘクタールと、昨年に対し大きく拡大する予定となっております。また、農業法人による野菜類の試験栽培など、営農再開に向けた目に見える取り組みが始まっております。町といたしましては、営農再開へのスムーズな移

行と農地保全管理組合の活動を継続して支援するとともに、意欲ある農業者の参入、事業拡大に対し、関係機関と連携しながら農業復興の具現化に取り組んでまいります。加えて、野菜づくりや収穫祭を通して町内居住者の生きがいつくりや世代間交流が創出できる場として、栄町地区にふれあい農園を整備いたしました。多くの方が楽しく利用いただけるよう、適切な運営管理に努めてまいります。

次に、鳥獣対策事業についてご報告いたします。野生動物による農作物への被害対策につきましては、電気柵などの設置補助による支援や鳥獣対策実施隊による捕獲を実施しており、本年度におきましては、現在まで約40頭捕獲しております。現在農作物以外に人身被害を防止するため、猟友会、県、双葉地方広域市町村圏組合などの関係機関と連携を図りながら、イノシシ緊急排除計画の作成を行っており、被害軽減に向けた効果的、効率的な鳥獣対策を実施してまいります。

次に、ため池放射性物質対策事業についてご報告いたします。放射性物質の影響を低減させ、農業者の営農再開を促進するため、関係省庁と連携し、昨年度より帰還困難区域を除く25カ所のため池のうち6カ所について放射性物質対策工事を実施しております。本年度におきましては、実施設計を7カ所、詳細設計を1カ所発注する予定としており、準備が整い次第、順次対策工事を進めてまいります。

次に、拠点整備課所管の業務について申し上げます。まず、曲田土地区画整理事業についてご報告いたします。曲田土地区画整理事業につきましては、昨年度の繰り越し事業である曲田区画道路61号線の整備工事が本年4月末に完了いたしました。また、同じく繰り越し事業の駅前駐車場整備工事につきましては、JR跨線橋工事との調整を行いながら随時発注を進めてまいります。

次に、JR富岡駅前から県道広野小高線及び国道6号線へアクセスする道路整備事業についてご報告いたします。継続事業であるJR常磐線をまたぐ曲田都市計画街路4号線につきましては、昨年度に引き続きJR跨線橋工事を進めており、順調に進捗しております。本年度は、本跨線橋から6号国道までの道路拡幅工事及び県道広野小高線までの地盤改良と一時盛り土工事に着手してまいります。本工事に当たっては仮設道路を設け、通行の安全を確保してまいります。

次に、JR夜ノ森駅東西自由通路整備事業についてご報告いたします。JR夜ノ森駅東西自由通路の整備につきましては、計画の概要がまとまり、先般の全員協議会でご説明させていただいたところですが、特定復興再生拠点区域の整備と本町の将来的な町づくりの大きな核になる事業と考えておりますので、議員各位のご理解とご支援をお願いいたします。

次に、教育総務課所管の業務について申し上げます。さきの臨時議会において議決いただきました富岡第一中学校第2期改修工事は、年内の完成を目指し着手したところです。上屋つきプールにつきましては今月中に完成し、検査後7月上旬に引き渡しを受けることとなっております。また、アーカイブ施設事業用地の取得につきましては、復興整備計画の変更により取得予定地の農地転用に許可が得られたことから、本定例会において取得の同意をいただきたく議案を上程しておりますので、よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

次に、今定例会に提出しております議案について申し上げます。報告案件3件、同意案件1件、人事案件10件、条例の一部改正案件2件、財産の取得及び処分案件2件、平成30年度一般会計歳入歳出補正予算案件など計2件、合計20件であります。詳細につきましては、それぞれの議案審議の際にご説明申し上げますが、いずれも町政執行上重要な案件でありますので、速やかなる議決を賜りますようお願い申し上げます。町政報告及び提案理由の説明といたします。

○議長（塚野芳美君） これをもって提案理由の説明及び一般町政報告を終わります。

11時まで休議いたします。

休 議 （午前10時47分）

再 開 （午前11時00分）

○議長（塚野芳美君） 再開いたします。

○一般質問

○議長（塚野芳美君） 次に、日程第6、一般質問を行います。

質問の通告がありましたので、順次発言を許可いたします。

まず、8番、安藤正純君の登壇を許します。

8番、安藤正純君。

〔8番（安藤正純君）登壇〕

○8番（安藤正純君） ただいま議長より発言の許可がありましたので、通告に基づいて大きく分けて2問ほど順次質問させていただきます。

大きい1番目、町財政について、(1)、平成28年度決算審査意見書によると、経常収支比率が本町では97.3%であり、危険範囲を超え、財政構造は硬直しているとあります。町の第2次災害復興計画では、2025年度の推計人口を4,100人と予測されていますが、人口減少から来る税収不足を考えると、財政健全化目標をどのように計画されているか伺いたい。

大きい2番、帰還困難区域の特定復興再生拠点区域復興再生計画及び被災者再建支援について、(1)、いわき、郡山会場にて開催された町と困難区域住民との意見交換会の中で出された意見は、再生に向けた土地利用計画にどのように反映されているか。また、この計画の核となるものは何かを伺いたい。

(2)、特定復興再生拠点区域外となった小良ヶ浜、深谷地区の被災者再建支援策について、町はどのように考えているかを伺いたい。

以上、大きく分けて2点よろしく申し上げます。

○議長（塚野芳美君） 8番、安藤正純君の一般質問について、町長の答弁を求めます。

町長。

〔町長（宮本皓一君）登壇〕

○町長（宮本皓一君） 8番、安藤正純議員の一般質問にお答えいたします。

1、町財政について、(1)、平成28年度決算審査意見書によると、経常収支比率が本町では97.3%であり、危険範囲を超え、財政構造は硬直化しているとあります。町の第2次復興計画では、2025年の推計人口を4,100人と予測されていますが、人口減少から来る税収不足を考えると、財政健全化目標をどのように計画されているか伺いたいについてお答えいたします。経常収支比率は、人件費や扶助費などの経常的な支出に対して、町税等の経常的に得られる収入がどのくらい使われているかをあらわすものであり、比率が低いほど臨時的な経費に充当できる一般財源が多く、政策的な財源活用の幅が広いと言えます。経常収支比率につきましては、一般的に75%程度が妥当とされ、80%を超える場合には財政構造が弾力性を失いつつあると考えてよいとされておりますが、平成27年12月の総務省地方財政の健全化及び地方債制度の見直しに関する研究会におきましては、既に大半の市町村の経常収支比率が80%を超えるような財政構造の変化の状況を踏まえれば、その目安を検討する必要があるともされております。いずれにいたしましても、当町の97.3%という数値は財政構造が硬直化していることを示しており、その要因を町税収入の減少に伴う経常一般財源の減並びに経常的に支出する物件費や補助費等の増によるものと考えているところです。町では、今後固定資産税の課税が再開されるものの、さまざまな行政サービスに対するための経常的支出を継続する必要があることから、比率は横ばいの状態が続くものと予測しております。町といたしましては、多様化するニーズに対し、町民生活に支障が出ることがないように当面の復興期間においては国、県の交付金や基金の効果的活用を図り、財政運営を行ってまいることと考えております。

また、税収や推計人口をしっかりと見定めることができない現状であることから、財政健全化目標につきましては、設定はしておりますが、経常一般財源は、現在と比較し徐々に減少するものと考えられますので、国、県の交付金などの活用だけではなく、後年度に負担が発生する起債の新規発行を抑えるとともに、町税や使用料の確実な収納により、安定した財源の確保に努め、歳出につきましても歳入に見合った財政運営を将来に向けて行うため、行政経費の削減や事務事業の効率化を進めるなどして可能な限り支出の削減にも努めてまいります。

次に、2、帰還困難区域の特定復興再生拠点区域復興再生計画及び被災者再建支援について、(1)、いわき、郡山会場において開催された町と帰還困難区域住民との意見交換会の中で出された意見は、再生に向けた土地利用計画にどのように反映されているか。また、この計画の核となるものは何か伺いたいについてお答えいたします。本町の特定復興再生拠点区域復興再生計画は、去る3月9日に国の認定を受け、その後関係者が連携して迅速かつ継続的に対応し、本計画を推進する特定復興再生拠点整備推進会議を設け、除染やインフラ整備などの全体工程を確認するなど、当該区域の再生に着手いたしました。計画作成の過程では、平成28年8月、原子力災害対策本部復興推進会議から示された帰還困難区域のあり方の説明を皮切りに、昨年5月に改正された福島復興再生特別措置法に基づく特

定拠点制度概要などについて、帰還困難区域にかかわる皆様とのたび重なる意見交換を行い、いただいた貴重なご意見などを参考に、帰還困難区域再生構想及び当該計画を作成いたしました。ご質問の再生に向けた土地利用計画につきましては、現状の地域の特徴、再生、発展に向けた検討項目をもとに、人と桜の共生ゾーン、沿道型商業活性化ゾーン、農用地活用ゾーン、森林再生モデルゾーンの4つのゾーニングとし、議会全員協議会にも確認をいただいたところです。これらのゾーニングを初め、町の当該区域の再生に向けた考え方や取り組みにつきましては、世代や地域によって、または同じ地域における住民間においても多種多様であり、全ての意見を計画に反映できたものとは言いがたいですが、計画そのものについては特に反対意見はなく、町としてはご理解を得たものと考えております。

また、復興再生計画の本髄は、本計画によって除染及びインフラ整備などに着手できることであり、その後地域の状況や移り行く町並みの変化なども踏まえつつ、総体的に示したさまざまな復旧項目の検討を深め、関係機関とともに取り組むこととしております。この復興拠点の整備をなし遂げることが今回特定復興再生拠点と設定できなかつた地域への広がりや真の復興を果たし、後世に受け継いでいくことができる重要な取り組みであると認識しておりますので、議員のご理解をお願いするとともに、町及び議会、地域の皆様が一丸となって取り組むことができるようご協力を賜りますようお願いいたします。

次に、2、特定復興再生拠点区域外となった小良ヶ浜、深谷地区の被災者再建支援策について、町はどのように考えているかを伺いたいについてお答えいたします。今回特定復興再生拠点区域と設定することができなかつた地域への支援につきまして、市町村が帰還困難区域の全域について中長期的な構想を策定した場合、国は市町村が当該構想に基づいて行う取り組みを支援すると改正福島復興再生特別措置法で示しております。本町においては、昨年12月に富岡町帰還困難区域再生構想を作成し、帰還困難区域の再生に向けた中長期的な取り組み方針を示した上で、国や県と連携し、将来にわたって復旧、復興を推し進め、町全域の復興に向けた取り組みを中長期的に推進することとしており、特定復興再生拠点区域とならなかつた区域に対する国の支援は、継続的に行われるものと考えております。特に被災家屋の速やかな解体については、特定復興再生拠点区域と遜色のない対応を立ち入り規制の柔軟な運用とともに求めており、町といたしましては、さまざまな課題に一つ一つ丁寧に取り組む、その積み重ねによって着実に本町の復興再生が可能となるよう引き続き国に強く求めてまいることと考えておりますので、重ねてご理解とご協力を賜りますようよろしくようお願い申し上げます。

○議長（塚野芳美君） 再質問に入ります。

8番、安藤正純君。

○8番（安藤正純君） 本年度の一般会計の予算総額は、歳入歳出それぞれ150億円であり、平成29年度は約200億円、28年度も約200億円で、原発事故前の約2倍から3倍になっています。一方で、先ほど町長から述べられましたけれども、経常収支比率が非常に高い数値で推移しております。やはり基準は75%と言いましたけれども、それがもう全国的な問題で80を超えていると。ただ、やっぱり90を

超えるとちょっとまずいのかなというのは、私自身ありますけれども、そういった数値で推移しております。

本町の場合は、全国的に少子高齢化という悩みもありますけれども、富岡の場合は、特にこの原発事故による人口減少は超がつくぐらいの少子高齢化ということはもう明白でありますので、その税収不足、逼迫した相当困難な状態に陥ってくるということが予測されますので、私から歳入と歳出の点からご提案をさせていただきます。まず、歳入なのですけれども、旧エコテックの管理型処分場において最終処分される特定廃棄物、これに課税してはどうかなということを提案させていただきます。既に福島県より交付されている特定廃棄物埋立処分事業地域振興交付金というものを当町では交付してもらっていますけれども、これはそういった特定廃棄物処分場を引き受けて、環境に与えるというか風評被害とか、そういったもののためにあの60億円というものはいただいたものかなと思うのですが、それとはまた別個にやはり1トン当たり幾らとか、そういった課税をすべきと私は思うのですが、町ではそういう考えがあるかどうかをお願いします。

○議長（塚野芳美君） 総務課長。

○総務課長（林 紀夫君） 歳入に対してのご提案ということなので、私からお話をさせていただきたいと思います。

特定廃棄物の埋立処分事業に対して何らかの課税をすることが必要ではないかというご提案でございますが、地方税法第5条第3項の規定では、市町村は同条2項に掲げるものを除くほか、同条2項に掲げるものが市町村民税、固定資産税、軽自動車税、市町村たばこ税、鉱産税、特別土地保有税ということになっておりますが、これを除くほか、別に税目を起こして普通税を課することができるとなっております。同法第669条の規定では、総務大臣の同意を得ることによって、法定外普通税を課することができる。法の規定からは、このことについて可能であるとなっております。我々よく知っている例を言いますと、福島県が課税している核燃料税がこれに当たります。しかしながら、この事業、特定廃棄物の埋立処分事業が国の直轄事業であるということから、税を課す相手が国ということになります。地方公共団体が国に税を課すということについては、法において想定をされていないことですので、法務大臣の同意はまず得られないものと考えております。この事業、あくまで直轄事業でございますので、まず税を課す相手がいないということから、このことに関しては非常に難しいこと、もっと端的に言いますと、できないだろうと思っております。

もう一つ、外形標準課税という形で法人税を課すということも1つ手はあると思いますが、これも事業をやっているのが国ということで、法人税というものについては課すことができない。いずれにしても、税を課すということについては、現在のところ難しいというよりはできないことだと思っております。

もう一つ、特定廃棄物埋立処分場につきましては、交付金は交付されているものの、事業を行っていく上で例えば運搬車両が町道その他を通るところで、道路にふぐあいが発生する、その他い

ろんなものが出ると思います。これについて、事業者である国に直接修繕、それから対応を求めるといった考え方であるとか、さまざまな観点から国に対応を求めるということも一つの手だと思います。これらさまざまな事情を踏まえて、交付金の形、それから税という形にとらわれず、実質的な負担をいただくということも1つ手だと思いますので、このことについてしっかりと国と協議してまいりたいというのが今のところの町の考えであります。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 8番、安藤正純君。

○8番（安藤正純君） ありがとうございます。

地方税法第5条は、税という項目では難しいということはわかりました。やはり確かに今まで大型資産償却税で、発電所から発電所があるためにその税金が入ってくると。あと、核エネルギー税、こういったものもありました。税ということでできなければ、今課長がおっしゃったような特別な災害交付金、こういったものがあればいいのかなと思うのですが、町が国から税金を取ることができないということであれば、その特定廃棄物を発生させた原因者である東京電力にも、そういった課税というか、特別なそういう項目の税金のようなものを課することができないかなとは思いますが、私心配しているのは、第二原発がこれから廃炉になった場合に、大型資産償却税が建物がないから、施設がないからだめですよとなったときに、やはり中に残って解体した高レベル放射性廃棄物のようなものは、最終処分場が決まらない限り長い間そこに置いておくというか、保管しておくと思うのです。そういった放射性廃棄物に税金をかけるというか、交付金を下さいというような道筋をつけておかないと、やっぱり迷惑なものを預かっているのだよと。やっぱり中間貯蔵の30年でもいっぱい入ってくるのに、最終処分場のもう永久的にそこで預かるというものがこの程度ではちょっと納得いかないなというものもありますので、今後そういう特別な災害交付金のような名目で国がだめだったら東京電力にという考えがあるかどうか、その辺もお聞かせください。

○議長（塚野芳美君） 総務課長。

○総務課長（林 紀夫君） ありがとうございます。

特別な交付金ということについては、どういう目的かにかかわらず、今後議員もご指摘のように税収が減ることの懸念もありますし、それに対する危機感も我々持っていますので、いつまでも国に、それから国民に頼るということも、いろんな観点からしっかりと考えなければならぬところではございますが、しかしながら実情については、議員のご指摘のとおりでございますので、その時々、実情に合わせてその後恒常的に町が成り立つような交付金を考えていただくということについては、継続的に申し入れていきたいと思っております。

それから、東電に何らかのということにつきましては、1つ行政賠償の話もございますので、行政賠償をしっかりと行いながら、なおかつ最終処分場として廃棄物を受け入れることについて、東京電力が処分先である我々についてどのような賠償が可能なのかということについては、行政賠償の中で

協議してまいりたい、確認してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 町長。

○町長（宮本皓一君） 第二原発の廃炉についてのご指摘がありました。これら現在のまま廃炉ということになれば、当然廃炉と決まった段階で交付金はいただけないわけですが、この富岡にある第二原子力発電所が廃炉あるいは今運転をできない状況にいるというのは、第一原子力発電所の事故のためでありますから、今1Fの廃炉は特定廃炉ということで、運転していたものと同じだけを廃炉が完成するまで交付金があります。町としても、第二原発は第一原子力発電所の事故のために運転できない、廃炉にするということであると思いますので、この特定廃炉にできないかどうかと内々には今考えておまして、榎葉町とともども考えているところでございます。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 8番、安藤正純君。

○8番（安藤正純君） その特定廃炉ということで進めていただいて、発電所があったときと同じような状態で東京電力からまだまだ継続で資産償却税のようなものが入ってくる方向で検討していただけるということで理解させてもらいました。

それでは、今度は歳出から提案させてください。滝川ダムの償還金の減免措置を主張すべきであると提案いたします。それで、滝川ダムのことについて、簡単に担当課から総工費が幾らだったかとか、国、県、町、土地改良区の負担がどれくらいの割合だったかとか、ダムの竣工、供用開始予定日、ダムの所有者、これ等について簡単に説明をお願いします。

○議長（塚野芳美君） 産業振興課長。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（猪狩 力君） 滝川ダムにつきましては、富岡川上流部にあるかんがい目的の重力式コンクリートダムということで、農水省の補助を受け、福島県が整備したものでございますが、昭和59年から着手し、平成23年の2月10日に竣工という形となっております。東日本大震災によりまして、本来であれば23年4月以降町が管理をする状況になろうかというところでしたが、今現時点におきましては、県所有のまま震災による被害もあるものですから、そういった点で土地改良区が受託管理をしているという状況でございます。

先ほどご質問いただきました総工費につきましては、311億9,250万円ということで、こちらにつきましてはダム本体、水路合わせての金額となります。なお、負担につきましては、ダムにつきましては国が50%、県が27.5%、町が10%、それから地元、受益者負担という形での12.5%というような割合となります。水路につきましては、国が50%で同じく、県が25%、町が10%、地元が15%ということで、ダムにつきましては合わせますと22.5%が町負担割合、水路につきましては町と地元合わせて25%という形になります。県の負担金につきましては町、それから土地改良区と分かれてございますけれども、町につきましては、先ほどのパーセントによりましての負担割合につきましては、74億

3,929万円となります。その内訳としまして、町が32億8,015万円、土地改良区としまして41億5,914万円という形でございます。

なお、こちらの支払い残は26億9,000万円でございます。これの支払い期限につきましては、30年度から52年度までという形でございます。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 8番、安藤正純君。

○8番（安藤正純君） このダム、平成23年2月10日に竣工しまして、それでその供用開始の4月1日までの準備期間の中で原発事故が発生したということで、結局このダムは土地改良区というか、受益者である土地改良区の皆さんがまだ使っている前に原発事故が発生しております。それで、まだ供用開始していないのに、全くの未使用であるにもかかわらず借入金の返済、これが農林中央金庫に毎年1億2,000万円ずつ発生しています。私が調べさせてもらったのは、平成17年から平成46年まで30年間ということみたいなのですけども、これはダムの所有者の県がやはり東電から公共施設の損害賠償、こういったものを受けてもらって、その受けたものから土地改良区の受益者の負担が軽減できるように利益をその償還金に回してもらおうということをやってほしいと思うのですが、町はそういう考えはありますか。

○議長（塚野芳美君） 総務課長。

○総務課長（林 紀夫君） 行政賠償の一部である財物賠償ということについてでございますが、原子力損害紛争審査会における共通の見解というのが出ておりまして、1つそのダムを含む道路や堤防などのインフラについては、存在する場所で本来の機能や役割を果たすものであることや、設置者としての使用利益が損なわれていないということを検討すれば、原則として損害はないものと共通見解は出されております。例えば原状回復をするための費用を別途あるということであれば、そのことについては賠償の対象とするというのが適当であるという見解も付されておりました。

今ご質問のことにつきましては、ダムが活用できなかった期間についての損害についてはどういふうふうに考えるのだというところでございますが、これについては、我々も東京電力担当に確認をしながら、福島県ともお話をしていますが、現段階では不明確、不透明な状況にあります。回答としては、しっかりした回答が返ってきていないといった状況でありますので、現段階で所有者となる福島県と私どもでしっかりとこのことを共通認識にして、東京電力とはこのことを継続して話ししていかなければならないと思っております。

使用ができなかったことに対する損害というのをどういうふうに見るかということについては、土地改良区が例えば賦課金を徴収できなかったとか、その他いろんな損害があるということで、土地改良区が東京電力に損害賠償を求め、一部ではありますが、毎年賠償いただいていると聞いておりますので、そこの関連もひとつ考慮しながらお話をすることが必要だろうと思います。基本的には、使用ができないことに対する損害に対して、何らかの対応があるべきだと町でも思っておりますが、現

段階での所有者福島県ではありますし、受益、ダムの利益を受ける者が土地改良区を代表する農業者ということでございますので、まずは福島県、土地改良区、それから我々町でしっかりと共通して協議してまいるという段階でございます。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 8番、安藤正純君。

○8番（安藤正純君） 受益者である農家の方が農業できなくなった因果関係というか、水はあるんだから、その水使ってください。被害はなかったのでしょうかというような考えがもしあるとすれば、それはちょっと間違った考え方かなと思うのです。富岡町が農業用ため池の除染やっています。これは水を一度抜いて、湖底を数センチ、数十センチ剥ぎ取って、そこにまた水を入れると。また、例えば山から水がたまって腐葉土を取ってきて汚染されたら、また同じことを繰り返すと。まず、ダムなんていうのは、一度もまだからからに干したこともなければ、湖底の除染もやったことないと。そういった中で、農家の方が米をつくっても、農作物をつくっても、こういった原発事故が起きてからは、作物がつくっても売れないと。やはり因果関係は、原発事故にあると私は考えるのです。

当町でも、上郡の産業団地というのは、あそこも農地だったのですけれども、私もこの滝川ダムがつけられた時の話というのは詳しくわかりませんが、かなり水不足があって、上郡地区なんかもそういう地区に入っていたと聞くのです。そういった中で、真っ先に農業をできない、もう産業団地にしましょうということになっていくということも考えれば、そのダムの湖底の掃除、そういったものも含めながら、やっぱり原子力発電所事故の影響緩和というか、そういったことで東京電力、国から県もかなりのお金が入っていると思うのです。そういったものをその土地改良区の受益者負担軽減に回してもらえるように、今後県で詰めるべきだと思うのです。その原賠審の共通認識というものを先ほど説明ありましたが、現場ではやはりこれだけの事故があって農業ができなくなったということは、相当因果関係は考えられるということをお願いしたいと思うのですが、その辺県に申し入れしてもらえるかどうか、もう一度お願いします。

○議長（塚野芳美君） 総務課長。

○総務課長（林 紀夫君） 農業者が事故以降降水を利用できない、水利できなかったことについての原因は何かということをしつかり考えなければならぬというご指摘でございますので、我々もそのように思っております。使用できなかった期間に対する損害があるのだということを所有者である福島県、それから活用者である土地改良区ともども理解を統一して、一緒に考えていきたい。申し入れるだけではなくて、一緒に考えていきたい。当然申し入れは、現段階でも問い合わせ、問いかけはしているところでございますが、継続して問いかけていきたいと思っております。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 8番、安藤正純君。

○8番（安藤正純君） 課長の説明である程度理解はできるのですけれども、農業者の方が農業でき

なかったことに対する損害というのは2通りあって、1つは営業損害、収入損害なのです。私の今この提案は物損害、収入損害ではなくて、そのダムという施設に対する損害であって、だからやはり当然汚したものはきれいにしてもらおうよと、これは原則論なのです。農業用ため池と全く同じ発想からいけば、一度干してきれいにしてもらいたいというのがありますので、やはり営業損害の面と施設、物損害の面と両方から検討してもらいたいと思うのですが、その辺のお考えあるかどうか、もう一度お願いします。

○議長（塚野芳美君） 総務課長。

○総務課長（林 紀夫君） 先ほど申し上げましたような原子力損害賠償紛争審査会の見解はあるものの、我々もそのご指摘のような考え方は1つ立場としてはあるものだと思っておりますので、どのような損害があると、我々使用しなければならぬことも含めてです。ダム本体につきましては、被災状況も非常に低くて原状回復費用は管理者である福島県が行っておりますので、原状回復費用については、福島県が賠償されるべきものだと思います。

物が使えなかったことに対する損害というものにつきましては認識が紛争審査会、それから東京電力とは違うかもしれませんが、我々あるものだと思っておりますので、そここのところを、繰り返しになりますが、しっかりと福島県、それから土地改良区、我々で認識を共通にして協議してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 総務課長、そのダム湖の除染についての問いもあります。どなたが。

産業振興課長。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（猪狩 力君） 先ほどご質問ありましたため池につきましては、まず1点目なのですが、ため池については全て水を抜いてというのではなくて、今現在昨年と継続でやっております6カ所のため池につきましては、1カ所につきましては水がない状態を削って剥ぎ取りでやっています。それ以外につきましては、台車を乗せて湖底から泥を引き込んで乾燥、泥を水分を脱水してという方法をとっております。

なお、ダムにつきましては、同様なことをすべきなのかということで県にも確認させていただきましたが、ダムにつきましては、湖底と取水口の間に十分な高低差というか、15メートルぐらいあるということで、そこに貯水槽を最低にした場合でも常時湛水域があるということで、そこに泥がたまるということで、その泥が舞い上がって上部にある取水口から出るといったことの確率がかなり低いということで、本ダムにつきましてもそのような考えのもと、一旦水を抜いて泥をさらうというような工法ではないということでの確認をさせていただいたところでございます。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 8番、安藤正純君。

○8番（安藤正純君） 原状回復による賠償は福島県がやることで、町がやることでないというよう

に解釈できるような答弁ありましたけれども、やはりこれだけ7年間も農業者も農業できないような状態に陥って、借金というか償還金だけ払い続けるという、このやり方に理不尽さというものをちょっと感じますので、少しでもできるだけ国、県が東京電力から公共施設の賠償というものが受けることができたならば、それは真っ先に末端の利用者、受益者である土地改良区に回ってくるような主張をし続けてもらいたいということをお願いして2番目の質問に……

〔何事か言う人あり〕

○8番（安藤正純君） ごめんなさい。答弁お願いします。

○議長（塚野芳美君） 総務課長。

○総務課長（林 紀夫君） 申しわけございません。私早口で言い方が悪かったかもしれないのですが、原状回復費用につきましては福島県というか、ダムの設備機器が地震等々で修繕が必要であって、それを原状回復したということに対する費用については、福島県が求めるべきという話でございましたので、そのようにご理解をいただければと思います。

○議長（塚野芳美君） 8番、安藤正純君。

○8番（安藤正純君） それでは、大きな2番に移らせてもらいます。

この件は、昨年9月の定例議会一般質問においてお尋ねしました。当時は、改正福島特措法に基づく特定復興再生拠点区域の設定並びに復興再生を推進するための計画が内閣総理大臣から認定されておりませんでした。ことし3月認定になりましたので、再度質問させていただきます。初めに、昨年町と帰還困難区域住民との意見交換会で出された主な意見なのですが、帰還するしないにかかわらず徹底した除染を求める。一時帰宅の頻度を多くしてほしい。固定資産税のこと、住民票の異動のこと、東電賠償の継続のこと、高速道路の無料、医療費免除はいつまであるか、そういったお話が出されて、再生に向けた意見を伺いたいという町の意図するところと大きなずれがあったと思います。それで、今回出された再生計画、これちょっと長いので、再生計画と呼ばせてもらいますけれども、まず1番目の森林再生ゾーン、里山モデル事業の結果を踏まえて取り組むとありますが、里山モデル事業の結果はどのように出たのでしょうか。この前の除染の環境省の説明では、林縁から20メートル程度の範囲とか、立ち木の枝打ちは林縁部周辺5メートル程度、樹幹から4メートルと、こういった程度の除染では、森林再生ゾーンという、そこで例えば林業を営む人は、そういうことではちょっと林業はできないよという話を承ったのですが、町ではどの程度の除染を求めますか。

○議長（塚野芳美君） 企画課長。

○企画課長（原田徳仁君） まず、ただいまご質問いただきました中身におきまして、28年の8月でございますが、帰還困難区域の考え方ということが国から示され、また改正が昨年5月に示されたものでございます。それに対して、意見交換を十分にさせていただいた中、今ほどご質問あったとおり、今の生活を重視するという視点のご質問が多く、土地利用に関しての点については、なかなか町にも届いていなかったというのは現実でございます。

ただいまご質問ありました山林の除染のことですが、まず避難指示区域の中にある当該拠点、主に大菅、大平地区にあります。その山林の営林という作業項目については、実施できないことになっております。また、先般の全協でもご説明が環境省からありましたとおり、里山再生モデルに関しての除染につきましては、今年度が2年目ということもありまして、来年度の結果を踏まえて再度検討するというを伺っております。つきましては、特定拠点内の山林についても同様な考え方でありますので、しばしその状況を見ながら、町としても国との協議を進めていきたいと考えてございます。

○議長（塚野芳美君） 8番、安藤正純君。

○8番（安藤正純君） やはり森林再生ゾーンというように、ゾーンとして位置づけるからには、林縁から20メートル程度とかそういったことではなくて、そこを遊歩道で入っていけるような、やはり健康被害がない程度にもっともっと深く突っ込んだ除染ができるようお願いしたいと思います。

続いて、農用地活用ゾーンについて質問させてください。計画読ませてもらうと、農業ばかりでなく福島イノベーションコースト構想に基づいて農地を地目変更し、廃炉関連企業の誘致と受け取れるような文言があるのですが、やはりこれは農業に限らず、そういったイノベに関するような企業誘致も考えているのですか。

○議長（塚野芳美君） 企画課長。

○企画課長（原田徳仁君） 農用地につきましては、主たるのが農業でございますので、基本的にその農業というのを軸にして考えなければいけないかと思っております。一方で、既に解除された地域においても、営農というのはなかなか進展が見られていないということもあり、さらに今回の拠点についても5年後という期間を考えれば、農業だけではなくほかの事業にも活用することも一つの事業として考えなければいけないかと考えてございます。

○議長（塚野芳美君） 8番、安藤正純君。

○8番（安藤正純君） それで、先ごろ行われた環境省の説明だったのですが、農地の場合には保全管理計画、こういったものがないと除染してくれないような発言がありました。やはりここ農用地活用ゾーンですから、例えば今人不足でなかなか農業をやりたいという人も出てこないような場合には、農用地活用ゾーンが何か荒れ放題の土地になりそうな感じも受けますので、そういう保全計画がなくてもやってもらえるような体制をとるべきではないのかなとは思っているのですが、課長その辺どうですか。

○議長（塚野芳美君） 企画課長。

○企画課長（原田徳仁君） まず、特定拠点の中の除染の進め方といたしましては宅地、それから農地の順に進めていくということで環境省より説明がありました。その背景には、農地を先に除染いたしますと、管理上また草が荒れてくるということもありますので、農地については、ちょっと後半の部分にしましょうということで決定したものでございます。

その管理につきましては、農業復興組合の組織があり、一定程度管理ができる体制をとってということもありますので、計画をつくるというわけではなく、そういう組織、管理できる体制を整えていくというものでございます。

○議長（塚野芳美君） 産業振興課長。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（猪狩 力君） 先ほどご質問ありました復興組合の関係でございます。現在町内におきましては、6カ所がそういった復興組合立ち上がってございますが、今ご指摘いただいた箇所につきましては、2地区がこれから除染開始に向けて立ち上げの準備をしているという状況ですので、ご理解いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 8番、安藤正純君。

○8番（安藤正純君） 続いて、沿道型商業化活性ゾーンについてお尋ねします。

原発事故前の企業が同じ場所で、6号線沿線になるのですが、そこで再開の予定はあるのでしょうか。

あと、相馬クボタの裏には、物すごく大きい竹やぶのようなものもあるのですが、ホットスポットという話もありますけれども、そこを沿道型商業化活性ゾーンにするのであれば、やはり地権者の同意を求めながら除染もお願いしたいと思うのですが、その辺どうでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 企画課長。

○企画課長（原田徳仁君） まず、国道6号沿線沿いにある大企業なり、中小企業なりの数を数えますと14社ほどございます。また、6号沿線から若干西側に入ったところにも自動車学校等々も含めますと、大体20を下回るくらいの企業がございます。まず、この拠点を整備していくに当たって、区域と設定されたことの説明を企業に対して私からしていないということもありますので、7月からでございますが、ちょっとおくれでございますが、企業1社1社に当たりまして、今後の再開に向けてどのようなお考えがあるかということの意向をちょっと確認し、さらに企業が再開したいという思いがあるのであれば、その支援をしっかりと受けとめて国につないでいきたいと考えてございます。

また、2つ目にありましたそのホットスポットとなり得る除染ということにつきましては、当然のことながら線量を下げていくというのが基本でございますので、しっかり環境省に伝えて、除染をしていただくように伝えてまいりたいと考えてございます。

○議長（塚野芳美君） 8番、安藤正純君。

○8番（安藤正純君） 4番目に、人と桜の共生ゾーンについて質問させていただきます。

まさに、このゾーンが復興再生計画の核となるべき地域なのかなと私は思っているのですが、やはりその中でリフレを中心としてさくら通り、夜の森公園、夜ノ森駅前の開発、夜の森堤公園、こういった良好な環境に恵まれているので、特にこのリフレなどは、温泉機能を復活させて町民の方のサロンの役割及び老人の方の機能回復センター、こういったような役割に利用できればいいのかな

と思うのですが、その辺はどうお考えでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 企画課長。

○企画課長（原田徳仁君） ただいまご質問ありましたリフレ富岡の今後の活用法ということでございますが、まず町民の皆様のご意向がどのくらいあるのかなということで確認したところ、二十六、七％が再開をしてほしいという声が上がってございます。こちらは、最初ビジョンを作成するに当たってのパーセントでございますので、少なからずそういうご意見があり、議員の今のご意見等々と同じ考え方と思っております。

まず、リフレ富岡の再開するしないについては、まだ検討中ということでございますが、再開するに当たっては、当然その再開費用等も含み、それから今後の状況等も踏まえながらしっかり考えなければいけないかと思っております。当該区域にある施設であるがゆえに、被害調査もままならないということもありますので、そこら辺も含めながら今後検討を深めてまいりたいと思います。

○議長（塚野芳美君） 8番、安藤正純君。

○8番（安藤正純君） この復興再生計画にはずみをつけ、成功させるためにも、夜ノ森駅が通過駅にされないよう、町負担を極力最小限に抑えた上で東西連絡自由通路が必要ではないかと私考えます。やはりこのJRとの交渉の中で、通過駅にならないような担保をとれるような交渉をお願いしたいと思うのですが、課長どうでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 拠点整備課長。

○拠点整備課長（竹原信也君） ご意見ありがとうございます。

町としましても、当然この特定復興再生拠点の核としてこちら進めていきたいと思っておりますので、通過駅というのは全く考えておりませんので、しっかりとJRと調整し、進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（塚野芳美君） 8番、安藤正純君。

○8番（安藤正純君） それでは、(2)の区域外となった小良ヶ浜、深谷地区が5年後復興再生拠点に指定される担保というのは全くありません。今まで何度も町にお願いしていましたが、被災者再建支援金の請求を家屋の解体を申し込んだ時点でオーケーとなるように、これは同じ問題をこれから大熊も双葉も浪江も抱えてくるのかなと思うのですが、やはり今のこの被災者再建支援金制度というのは、東日本大震災復興特別会計というところから支給されておりますので、2020年度には廃止になってしまうのかなという心配が予想されます。そういった中で、やはり帰還困難区域の中でも格差ができないように、極力その辺は例えば復興庁がなくなっても官民合同チームが形は残るといっても、予算が残るという保証は全くないので、その辺は他町を巻き込みながらでも、このたび区域外になったところの支援策も考えてほしいと思うのですが、その辺どうでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 企画課長。

○企画課長（原田徳仁君） ただいま議員からありました件でございますが、まず町としてどういう

動きをしていたかということの説明させていただきます。

生活再建支援制度を適用するという事で、まだ郡山に行政機能があった時代でございますが、25年の段階で既に延長していただきたいという要望をさせていただき、あわせて制度の見直し、今ほどおっしゃられたとおり、自然災害に加えるべきだということで提案をさせていただいているところでございます。要望がかなって延長、延長という規定で現在も進めておりますが、制度の改正そのものには至っていないところでございます。今回特定拠点以外となった地域における除染、解体は実施しないということになっており、さらなるその格差という表現となりますが、そういう格差は生じております。このことにつきましては、復興庁を通して町としてもしっかり対応していただくよう何か別な手段、工夫ができるのではないかとということで協議を進めているところでございます。今後も継続的に進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（塚野芳美君） 生活環境課長。

○参事兼生活環境課長（石井和弘君） ただいまの福島県再建支援金制度につきましては、今企画課長の申されたとおりでございます。

なお、現在の状況につきましては、福島県で毎年町に制度の継続等に関する調査等が行われます。7月ごろに県において会議等を開催いたしまして、方向性が決定され、福島県より被災者生活再建支援法人に申請期間の延長というようなことで行っておる状況でございます。

なお、昨年度におきましては、12月に被災者生活再建支援法人より福島県へ申請期間の延長の通知というのが来まして、町民の皆様にお知らせしたところでございます。なお、現在申請期間の延長された市町村につきましては、59市町村中46市町村が延長を認められたということでございますので、今後も町としましては継続を求めていきたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 8番、安藤正純君。

○8番（安藤正純君） 時間も少なくなってきましたので、最後に一言お願ひを申し上げてさせていただきます。

町を活性化させ、交流人口をふやし、にぎわいを取り戻すためには、町外から新しい人々の転入が必要不可欠であると思ひます。そのため、特区制度の積極的な活用、特に本町では福祉の町富岡町を目指し、全国規模の誘致をお願ひしたいと、それをお願ひしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（塚野芳美君） 8番、安藤正純君の一般質問を以上で終わります。

午後1時まで休議いたします。

休 議 （午前11時58分）

再 開 （午後 1時00分）

○議長（塚野芳美君） 再開いたします。

午前に引き続きまして、一般質問を続行いたします。

3番、高野匠美君の登壇を許可いたします。

3番、高野匠美君。

〔3番（高野匠美君）登壇〕

○3番（高野匠美君） ただいま議長より質問の許可を受けましたので、通告書に従い私の一般質問に入らせていただきます。

1、社会福祉・介護について、(1)、富岡町高齢者福祉計画、第7期介護保険事業計画策定における今後の取り組み、考えについて、本町として取り組むべき課題をどのように捉えているのか。

(2)、老老介護や在宅介護をされている方の支援体制をどう整えていくのか。

3、認知症対策について、そして徘徊等による不明者や事故等から患者を守るため、町としての取り組み状況と今後の支援対策は。

(4)、成年後見制度について、現在町として取り組んでいる状況と今後必要性が高まる後見制度への町の考えと取り組みは。

以上のことをお伺いします。ご答弁よろしくお願ひいたします。

○議長（塚野芳美君） 3番、高野匠美君の一般質問について町長の答弁を求めます。

町長。

〔町長（宮本皓一君）登壇〕

○町長（宮本皓一君） 3番、高野匠美議員の一般質問にお答えいたします。

1、社会福祉・介護について、(1)、富岡町高齢者福祉計画、第7期介護保険事業計画策定における今後の取り組み、考え方について、本町として取り組むべき課題をどのように捉えているかについてお答えいたします。平成30年度から平成32年度を計画期間としている富岡町高齢者福祉計画及び第7期介護保険事業計画は、高齢者の健康づくり、生活習慣病の予防や要支援者などの介護予防の推進、介護を必要とする人に対する適切なサービス提供に向けての事業量の見込み及び第1号被保険者の保険料などについて計画したものであります。本計画は、課題でもある高齢者が心身ともに健康で安心して生活できる福祉、介護サービスの確保を基本理念に掲げ、4つの基本目標を定めております。1つ目は安心して地域で暮らし続けられるための支援、2つ目は疾病予防と介護予防の推進、3つ目は医療、介護と福祉の連携、4つ目は支え合い、助け合いの町づくりの推進であります。こうした理念及び目標のもと、具体的には地域包括ケアシステムの構築などを進めながら、当町が抱える問題や課題を解決するため、町民の皆様を初め国、県、避難先自治体及び関係機関などと連携を図りながら取り組んでまいります。

次に、(2)、老老介護や在宅介護をされている方の支援体制をどう整えていくかについてお答えいたします。町が第7期介護保険事業計画を策定する際に実施した在宅介護実態調査において、主な介

護者は60歳以上の方が6割を超えています。また、内閣府がまとめた平成29年度高齢者社会白書においても、約69%が60歳以上であり、高齢者の方が介護をしている状況は全国共通の課題と認識しており、介護者が1人で悩みを抱えないような支援体制の構築が重要と考えております。このことから、町は地域包括支援センターの強化を図るとともに、関係機関協力のもと継続的に見守り活動を行っているところでございます。今後は、地域包括ケアシステム構築の中でさらに見守り活動を強化するなど、要介護者やその介護者が孤立せず、安心した生活が送れるような仕組みを町、社会福祉協議会及び高齢者などサポートセンターなどが連携してつくり上げ、福祉、介護、医療の各分野における相談及び支援などを介護者個々の事情に応じながら行ってまいりたいと考えております。

次に、(3)、認知症対策について、早期発見、早期治療、そして徘徊による不明者や事故などから患者を守るため、町としての取り組み状況と今後の支援対策はについてお答えいたします。当町の認知症対策といたしましては、先日福島県立医科大学附属病院、福島県双葉医療センター附属病院及び富岡中央病院とサポート医派遣の協定を交わし、既に認知症初期集中支援チームを立ち上げ、動き始めたところであり、支援をいただいている専門的な知識を有する医師の指導のもと、認知症の初期段階における総括的、集中的な支援により早期発見と早期治療への対応を進めております。また、徘徊などによる行方不明や事故などを未然に防止するための対応といたしましては町民、民間事業所、行政などが連携し、日々の地域における見守り活動をしているところであり、あわせて認知症の方やその家族が安心して生活が送れるようなガイドブックとして認知症ケアパスを策定するなど、認知症についての理解を深める取り組みを進めてまいります。

次に、(4)、成年後見制度について、現在町として取り組んでいる状況と今後必要性が高まる後見制度への町の考えと取り組みはについてお答えいたします。成年後見制度は認知症、知的障がい、精神障がいなどによって物事を判断する能力が十分でない方について、本人の権利を守る援助者を選ぶことで本人を法的に援助する制度です。成年後見制度を活用するには、後見人を必要とされるご本人が住んでいる地域を所轄する家庭裁判所に対し、ご本人やご家族などが申し立てをすることが必要となります。後見人の申し立てについては、あくまでも個人と家庭裁判所の間で進められる手続ですが、町では必要とされるご本人やご家族に対し制度についてのご説明をするとともに、申し立てをされる際にもそれぞれの状況に応じて丁寧な対応をしているところです。また、福島県司法書士会などと連携し、本制度の周知を図るとともに、職員につきましても研修などを通じて制度理解を深めてまいりますので、ご理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（塚野芳美君） 再質問に入ります。

3番、高野匠美君。

○3番（高野匠美君） ありがとうございます。

一つ一つ質問させていただきます。(1)の富岡町高齢者福祉計画、第7期介護保険事業策定、これは第6期からの計画内容でございます。その中の高齢者を対象として健康づくりや生活習慣病の予

防や訪問、今町として取り組んでいることと、その取り組んでいることに対しての今まで問題とか改善されたことというのはおありでしょうか、お伺いします。

○議長（塚野芳美君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（植杉昭弘君） お答えいたします。

まず、今回私ども高齢者の方々のご支援といたしまして、まずは介護予防というものに対して重点的に考えております。その介護予防といたしましては、1つが本町のデイサービスセンターに委託をしまして、町内の交流の親睦を図りながら、健康体操教室などを行っております。2つ目といたしましては、富岡町の社会福祉協議会に委託をしております、介護予防教室としてGOGO!とみおかというものを毎月1回行っているような状況でございます。また、さくらスポーツにも委託をいたしまして、元気アップ教室とうたいまして、本町デイサービスセンターの施設を活用しながら週1回、あとは学びの森を活用しながら行っているところでございまして、またあわせて教育総務課では、とみおか健康カレッジという事業を展開しているところでございます。また、町内の高齢者につきましては、現在見守りも行っている状況でございまして、これにつきましては先般トリアージとってその個人、個人の状況がどういう状態であるかを関係機関、具体的に申し上げますと町と社会福祉協議会と、あとは伸生双葉会が運営していますデイサービスセンターと共有しまして、どういう状況を把握しているようなところでございます。

先ほど改善点という話がありましたが、まさしくこのトリアージというのが前回から今回に關しましての改善点、個々の高齢者の状況の把握をする。その把握をした上で、我々がどうすればいいかという計画を立てる、そのことについて改善をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 3番、高野匠美君。

○3番（高野匠美君） ありがとうございます。

今いろいろと一生懸命やっただいていてはとても感謝しております。それで、その中で見守りとさくらスポーツのことでちょっとお尋ねしたいと思います。まずは、見守っていらっしゃる方々、いろんな方がいます。消防団の方もいますし、警察の方もいらっしゃいます。本当にご苦労さまだと思います。感謝申し上げます。それで、その中で気にかけていただき、声もかけていただき、よかったと話されて町に帰ってきている高齢者の方もいます。でも、話をだんだん聞いていると、月曜日から金曜日はそういうふうに訪ねてきていただいているのですけれども、土日、休日、とても人が少なくなって、見守りとかもそんなに来てもらっていないと。ただ、その人は本当に90歳の高齢の方だったのですけれども、いつどこでどうなるか、あしたもしかしたらこの場にいないかもしれない。それが土日、休日となったときにどうしたらいいのだろうという話を聞いて、ああ、そうなのだと思います。今町の高齢化率は41%、65歳以上の方が186名がいらっしゃいます。確かに元気な方がほとんどだと思いますが、その中でもやはり見守りの状況や状態、しっかりやっっていかなければならな

い方々がいます。その中には、やはり精神的な障がい者の方もいらっしゃいます。それで、町としては、土日の対応というのはどうされているのか。やっていないのであれば、どうしてなのか、その辺をちょっとお聞きします。

○議長（塚野芳美君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（植杉昭弘君） まず、町内の見守り活動につきましては、大きく高齢者に関する見守りと、あとは先ほど議員からお話がありました消防団を中心とする防犯上の見守りの2点がございます。まず、高齢者福祉の事業の見守りにつきましては、今実際土日の活動はしていない状況でございます。土日にもし何か町民の方にあった場合には、このような急を要するものというのは、主に医療関係が多いのではと私どもでは認識しております。ぜひ何かあった場合には、双葉救急医療センター、そちらにお問い合わせをしていただきたいと思いますとともに、それ以外の何か別な件で悩んでいるようなことがございましたら、まずは役場の日直者に伝えていただければ、そこから私ども福祉部門に話につながるような形をとっておりますので、そのような対応をさせていただいておるところでございます。

○議長（塚野芳美君） 生活環境課長。

○参事兼生活環境課長（石井和弘君） 生活環境課から見守り隊活動について若干説明をさせていただきたいと思います。

今健康福祉課長が申しましたとおり、見守り隊につきましては大きく3つの形で行っております。1つは消防団によるパトロール、もう一つは町民によるパトロール、もう一つは警備会社によるパトロールということで、3つのパターンでございます。

なお、日曜日につきましては、見守り隊の中の消防団の中でも全団員の持ち回りによりまして、3人1組の体制で見守りを実施しているところでございます。なお、個々のご家庭を訪問しているわけではございませんが、見かけました町民の方がいらっしゃいましたら、声かけ等も行っていただくようお願いしているところでございます。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 3番、高野匠美君。

○3番（高野匠美君） 土日、祭日というとなかなか人材不足、人不足というのもおありでしょうけれども、1つ提案なのですが、今町内に帰っている方ですごくお互いに声をかけ合って、そうやってやっている部落も確かにあります。私も訪ねて行ったのですけれども、それはとても力になることだと思います。そこで、これらの人々を、住民の情報をいただける重要な方だと思っております。そして、こういう人から住民同士の情報を早く町としてもキャッチできると思っております。生活支援コーディネーターとまではいかないのですけれども、それにより近い存在になると思っております。それで、その方々を把握しておけば、町としても情報がつかみやすいのではないかと思います。この件に関しては、いろんな避難先にも言えることだと思いますが、まずは富岡に住んでいる方についてそのような体制

づくりというのはお考えいただけるでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（植杉昭弘君） ご提案まことにありがとうございます。実は、今ご提案いただいた内容につきましては、先ほど町長から答弁をさせていただきました地域包括ケアシステムというのがこれに当たります。これは、まず国全体で考えられる事業でございます。団塊の世代が75歳以上となる2025年、これを目安に高齢者が要介護状態となっても、住みなれた地域で自分らしい暮らしを続けることができるようにするのがこれでございます。基本理念といたしましては医療、介護予防、住まい、あとは生活支援を包括的に提供、あとは住みなれた地域におけるサービスの提供というものを基本理念としておりまして、この中の一つといたしまして、先ほど議員がおっしゃったご近所同士の、この地域ケアシステムの中では互助という呼び方をするのですけれども、お互いの助け合いが必要でないかというような、仕組みをつくってくださいねという話があります。これを基盤に、私どもは町民同士の互助以外にも町がやらなければいけない共助の部分とか、しっかりと行政でなければできないものとか、地域の住民同士でできるものとか、そこら辺をうまく連携しながら、この地域包括のケアシステムをこれから構築してまいりたいなと思っておりますので、ご提案に沿った流れで今後進めてまいりたいと思っておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（塚野芳美君） 3番、高野匠美君。

○3番（高野匠美君） ありがとうございます。そのように一日でも早く進めていただくことを願います。

あと、体操教室の件なのですけれども、さくらスポーツは本当に避難しても、帰ってきてもお世話になっております。感謝です。今富岡でも早くに体操教室を開催していただいて、私も何度か参加させていただいております。本当に笑いの絶えない教室です。これは本当に今後続けていってほしい教室だと思います。さくらスポーツがある総合体育館、そこの中にあるトレーニング室ですが、私も見学をしました。本格的ではなくても、健康なお年寄りの方でも使いこなせるマシンがあるので。そこでなのですけれども、少し利用できる体制を考えてほしいのです。それはといいますと、総合体育館まで曲田の方がなかなか行けないと。巡回バスを利用しても、役場までしか来ないので、それを体育館まで延ばしていただくということはできるのでしょうか、ちょっとお聞きします。

○議長（塚野芳美君） 産業振興課長。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（猪狩 力君） 町内バスについては、今おっしゃられたような主要な場所ということで定めて運行している状況でございます。

なお、こちらの見直しにつきましては、ご提案という形で受けとめさせていただいて、バス会社との協定というのもありますので、そういったものができるかどうかということは考慮しながら検討させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（塚野芳美君） 3番、高野匠美君。

○3番（高野匠美君） 早目に行けるようにしていただければうれしいのですが、あそこはグラウンドゴルフ場もあるので、よろしくお願いいたします。

次に、老老介護、在宅介護をされている方の支援体制についてももう一度お尋ねします。介護というのは、本当に突然にやってくるのです。あした来るとか、1カ月先に来るとかというのでも何でもありません。それで、今町内では介護を受けている方、人数は町としてはきちんと把握しているのでしょうか、お伺いします。

○議長（塚野芳美君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（植杉昭弘君） ご質問の町内における介護を受けている方につきましては、先ほどトリアージといった把握の調査をしたという話をさせていただきました。それにおいて調査しましたところ、済みません、これ2月の下旬の統計でちょっと古いのですが、今現在要介護者の方は12名町内に存在します。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 3番、高野匠美君。

○3番（高野匠美君） ありがとうございます。

なかなか介護というのは事前準備、心構えがなく、介護をする人は泳ぎ方を知らずに海に出る状況であるとある大学教授の方が言っています。それぐらい大変なのです。在宅で介護をしている人をケアラーとも言います。ご存じでしょうか。本町は、今回第7期計画に向けてアンケート調査をしました。私は、こういう調査が大事なことで、実施されていることに対し評価をいたします。ただ、評価はしますけれども、介護をしている方のアンケート調査はしたことはありますか、お伺いします。

○議長（塚野芳美君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（植杉昭弘君） アンケート調査といたしましては、介護者独自のアンケート調査というのは今回の在宅介護のアンケート調査の中におきまして行っているところでございます。具体的に申し上げますと、介護を主な理由に仕事をやめたという方はいらっしゃいますかとか、あとは事由記載でどのようなお悩みがありますかというような、そのような調査はしているところでございます。

○議長（塚野芳美君） 3番、高野匠美君。

○3番（高野匠美君） 確かに私も読ませていただいて、それはほんの一部にすぎないと思います。正式にはしていないと思います。介護は本当に大変です。介護に疲れて心の病になったり、虐待をする。そして、殺人に至ったり、富岡町にはまだ殺傷事件はないからいいのかとか、そういう話でもないのですが、いつあってもおかしくない状況の人はいっぱいいるのです。今富岡町にも、私先ほども言いましたけれども、90歳の方が認知症のおばあちゃんを介護している。それで、お話を聞くとおばあさんの世話だけで精いっぱいだと。自分は、いろいろ考えてこのごろ眠れなくなっている。これは、早く救ってあげなければだめだと、私は本当につくづくそう思いました。

それで、1つ提案なのですけれども、先ほど言った介護をしている人をケアラーといいます。ケアラーへの手帳配布です。ケアラー手帳とは、ケアしている人にも自分の心や体、健康に気を配ってもらうという手帳です。それが1つあると、訪問している方も見れる。遠くで離れている家族の人も見れる。言えないことも、手帳にチェック欄もあるので、それで家族も安心できる面もあるのかなと思います。それで、できればそのケアラーの人が集まる場所とか、愚痴を言える場所とか、悩みを聞いてもらえる場所などができると一番いいのかなと思いますけれども、今在宅、在宅と言って在宅勤めるのは本当にいいことです。でも、在宅したら誰が見るのですか。それをしっかりした心構えでやっていただきたいと思いますが、どのようにお考えですか、お伺いします。

○議長（塚野芳美君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（植杉昭弘君） ありがとうございます。

まず、私どもが一番心配しているのが町長からの答弁にもございましたとおり、介護している方、介護員の方がお一人で悩んでしまうというのがすごく心配でございます。ぜひそういう方はすごく真面目な方なので、他人の手をかりてはいけないのではないかと、あとは場合によっては家族を施設に入れてしまっただけではいけないのかなんていうふうになんてちょっと罪悪感も持っている方もいるかもしれませんが、ぜひお一人で悩むことがなく、町で言えば包括支援センター、あとは介護を受けているのであればケアマネジャーもいると思います。あとは、社会福祉協議会でも構いません。相談をしていただければ、私どもも関係機関と協力しまして、個々にどのような形をとればいいのかということ協力をさせていただきたいと思っております。

あと、先ほどご提案をいただきました今度介護者の手帳とか集まりにつきましては、ご提言ありがとうございます。これにつきましては済みません、私どもも勉強不足で余り内容がわかっていないところがございまして、他の自治体の取り組み等勉強させていただきながら、内部でちょっと検討させていただければと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（塚野芳美君） 3番、高野匠美君。

○3番（高野匠美君） ありがとうございます。

包括というの、行動シェアがというか、やるのがすごく多くてなかなかそれは大変だと思います。きょうはケアラーについてお話ししたのですけれども、今後また私も時を見ながら、いろんな人の話を聞きながら、勉強しながら再度また質問させていただきます。

では、次に、認知症対策についてお伺いします。2025年には、認知症患者が470万人になると言われております。富岡町では何%になるという推計はしていないようですけれども、出ていたら教えてください。国として、厚労省は2015年に新オレンジプランということで、具体策として認知症初期集中チーム、これは先ほど立ち上げたとおっしゃってましたね。そういう専門家によるチームを町に配置し始めたということは、本当に希望が持てることだと思います。それで、この新オレンジプランの中で1つ認知症サポーター養成を実施して、受講生は認知症の人を支援するというオレンジリング

を受けて、見守りますという形をとっているものもあります。この認知症に理解のある人の必要性がすごく高まっていると思うのです。町としても、企業とか団体の方に見守りを頼んでいらっしゃると思うのですが、頼むだけではなくて、町内でそういう事業者の方も集めて認知症の講習会、講座というのですか、そういうのを活用されてはどうでしょうか。そういう計画というか、お考えはないのでしょうか。

なぜそう言うかという、町をある人のところに行って、たまたまヤクルト屋さんが配達しているところに遭遇して、やはり高齢者の方、ひとり住まいの方のところに行くのですが、いつも来ていらっしゃるのですかといったら、週1か2は来ていますと。それで、ここにいる方はひとり住まいですよねと言ったら、何かあったときいろいろ報告お願いいたしますと私お話しさせていただいたら、はい、それは業者としては町からはそういうふうに使われていますと。使われていますけれども、どこまで踏み込んでいいかわからないと。ただ、やはりそういうお話を集めてもらって、こういう包括センターやケアマネ、そういう専門家の人の話を聞くのもいいのかなとその方から言われました。ただ頼むのではなくて、その人はやはり上司は知っているかもしれないけれども、私はまだ指導されていないと。その辺のところをやはり町としてもお考えはどうなのかお伺いします。

○議長（塚野芳美君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（植杉昭弘君） まず、第1点の今後の富岡町の認知症の推計につきましては、申しわけございません。町においては、今推計は出していないような状況でございます。

また、先ほどオレンジプランの中で、サポーターという話がございました。これにつきましては、町職員で介護にかかわる職員につきましては、受講している状況でございます、たしか受講すると手首にオレンジ色のリングみたいなのがあって、そんな形で受講しているようなところでございます。

あと、先ほどできれば認知症について説明会等あれば皆さん理解していただけるのではないかというお話がございました。これにつきましては、まず第1点といたしまして、先ほど町長からも答弁させていただきましたが、私どもは認知症ケアパスというものを今策定しております。これは何かといいますと、認知症の方とかあとその家族の方が安心して生活が送れるようなガイドブックがこれが認知症ケアパスです。これに認知症についてのわかりやすい説明書きが書いてありますので、これを利用しながら、まず第1点としまして、先ほどちょっとお話ししました町民の方が集まるような健康教室などでこちらの認知症の話をしたり、あとそれ以外の方々につきましては、広報等で認知症について理解をもらえるような周知活動を続けてまいりたいと思います。

○議長（塚野芳美君） 3番、高野匠美君。一問一答でやってください。複数も一遍に質問しないで、一問一答をお願いします。

○3番（高野匠美君） わかりました。ありがとうございます。

次に、最後になりますけれども、成年後見制度についてお伺いしたいと思います。先ほど言われたように、成年後見制度は精神上的障がい、知的障がい、精神障がい、認知症、そういう判断能力が十

分でない方が不利益をこうむらないように家庭裁判所に申し立てて、その方を援助してくれるという制度でございます。例えばひとり暮らしの高齢の方が悪質な訪問販売員にだまされ、高額な商品を買わされてしまうなどといったことをよく耳にしますが、こういった場合も成年後見制度を上手に利用することによって、被害を防ぐことができる場合もあります。2011年、老人福祉法の改正で市民後見人の育成を活用することを市町村の努力義務としたところであります。それに関しては、やはり市民後見人の育成というのは町はどのように考えておりますか。

○議長（塚野芳美君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（植杉昭弘君） ありがとうございます。

今現在町民に対して成年後見人の育成といった活動はしておりません。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 3番、高野匠美君。

○3番（高野匠美君） そうですか。今後必要性は高くなると思うのです。今現在でも郡山とかいわきでも、ひとり住まいをなさっている、そういう方もちょっと多くて、身元引受人を拒否する家族も出ているというお話を聞くので、その辺はもう少しじっくりお考えになってほしいと思います。

最後なのですけれども、今回の質問は本当にいろいろと決まっていなくてところまでも答弁していただいて、課長は大変だったと思います。ありがとうございます。これからも早目、早目の問題点をしっかり捉えて、一日でも早く取り組んでいただくこと。これが町に住んでいる人たちの安心、安全、それできちんとした介護を受ける、地域で安心して本当に最後まで暮らせる、在宅は在宅医療、先ほどもおっしゃいました。もう本当に終末医療までも診てくれる、それを本当に願っております。これからまだまだ介護と福祉というのは、私たち町には本当に重要な問題だと思いますので、今後もこの問題に関しては、私はまた取り組んでいきますので、一步でもいろんなことに早く手を打つということをお願いして私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（塚野芳美君） 今の件につきまして答弁いただきます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（植杉昭弘君） ありがとうございます。

まずは、答弁をさせていただく前に、私先ほど町民による後見人の話、1つ答弁漏れがございましたので、まずこれをちょっとお話しさせていただきます。先ほど議員がご心配のひとり暮らしの高齢者の方につきましては、なかなか自分で申請はできません。こういう方につきましては、町が申請者となって申請をして、この方についてのご支援を今しているところでございます。

あと、最後話がありましたことにつきましては、私ども先ほどもちょっとお話ししましたけれども、地域包括ケアシステム、これをとても重要なことと考えております。これを少しでも早く構築しまして、安心して生活できるような仕組みを構築してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（塚野芳美君） 3番、高野匠美君。

○3番（高野匠美君） ありがとうございます。期待していますので、よろしく願いいたします。
終わります。

○議長（塚野芳美君） 3番、高野匠美君の一般質問を以上で終わります。
以上をもって一般質問を終了いたします。

○議案の趣旨説明、質疑、討論、採決

○議長（塚野芳美君） 次に、日程第7、議案の趣旨説明、質疑、討論、採決に入ります。

初めに、報告第5号 平成29年度富岡町継続費繰越しの報告についての件を議題といたします。
総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を総務課長より求めます。

総務課長。

○総務課長（林 紀夫君） それでは、報告第5号 平成29年度富岡町継続費繰越しの報告について
で、平成29年9月及び12月定例議会において継続費として議決いただきました一般会計、第6款農林
水産業費、第10款教育費、第11款災害復旧費の逓次繰越しについてご報告をいたします。

第6款農林水産業費、第1項農業費、事業名、ため池放射性物質対策事業につきましては総額7億
1,400万円、平成29年度年割額3億5,700万円のうち、平成29年度支出済額1億2,290万円を差し引い
た2億3,410万円を、第10款教育費、第3項中学校費、事業名、富岡第一中学校プール整備事業につ
きましては総額5億1,500万円、平成29年度年割額2億5,750万円のうち、平成29年度支出済額1億
6,578万円を差し引いた9,172万円を、第11款災害復旧費、第1項農林水産施設災害復旧事業費、事業
名、富岡漁港共同利用施設整備工事費につきましては総額1億8,800万円、平成29年度年割額9,400万
円のうち、平成29年度支出済額7,063万8,000円を差し引いた2,336万2,000円をそれぞれ平成30年度へ
逓次繰越しいたしましたので、地方自治法施行令第145条1項の規定によりご報告をいたします。

○議長（塚野芳美君） ただいまの報告に対して質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑なしと認めます。

これをもって報告第5号 平成29年度富岡町継続費繰越しの報告についての件を終わります。

次に、報告第6号 平成29年度富岡町繰越明許費繰越しの報告についての件を議題といたします。
総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を総務課長より求めます。

総務課長。

○総務課長（林 紀夫君） 報告第6号 平成29年度富岡町繰越明許費繰越しの報告についてで、平成29年12月及び平成30年3月定例議会において議決いただきました一般会計繰越明許費の繰り越しについてご報告をいたします。

第7款商工費、第1項商工費、事業名、仮施設解体工事費1,000万円、同款同項、事業名、商業拠点施設整備事業費1億2,050万円、同款同項、事業名、中小企業等支援事業130万9,000円、同款同項、事業名、富岡産業団地整備事業5億2,075万9,000円、第10款教育費、第5項社会教育費、事業名、歴史民俗資料館整備事業796万5,000円、第11款災害復旧費、第1項農林水産施設災害復旧費、事業名、林業施設等災害復旧事業1,748万9,000円について、地方自治法施行令第146条第1項の規定により平成30年度へ繰り越しいたしましたので、同条第2項の規定に基づきご報告をいたします。

○議長（塚野芳美君） ただいまの報告に対して質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑なしと認めます。

これをもって報告第6号 平成29年度富岡町繰越明許費繰越しの報告についての件を終わります。

次に、報告第7号 平成29年度富岡町繰越明許費繰越しの報告についての件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を拠点整備課長より求めます。

拠点整備課長。

○拠点整備課長（竹原信也君） それでは、報告第7号 平成29年度富岡町繰越明許費繰越しの報告について内容をご説明申し上げます。

本件は、平成30第2回富岡議会定例会において、曲田土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）として上程し、議決いただきました繰越明許費、第1款事業費、第1項事業費、事業名、事業区画整理事業、金額8,300万円について、地方自治法施行令146条第1項の規定により平成30年度へ繰り越しましたので、同条第2項の規定に基づき報告いたします。

○議長（塚野芳美君） ただいまの報告に対して質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑なしと認めます。

これをもって報告第7号 平成29年度富岡町繰越明許費繰越しの報告についての件を終わります。

○散会の宣告

○議長（塚野芳美君） 本日はこの程度にとどめ、明日午前10時より会議を開きます。
これにて散会いたします。

散 会 （午後 1時53分）

上記会議のてんまつを記録し、相違ないことを証するため署名する。

平成30年 月 日

議 長 塚 野 芳 美

議 員 高 橋 実

議 員 渡 辺 三 男

第 5 回 定 例 町 議 会

(第 2 号)

平成30年第5回富岡町議会定例会

議事日程 第2号

平成30年6月14日(木) 午前10時開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 議案の趣旨説明、質疑、討論、採決

議案第45号 富岡町農業委員会委員の任命につき認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しない場合の同意を求めることについて

議案第46号 富岡町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議案第47号 富岡町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議案第48号 富岡町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議案第49号 富岡町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議案第50号 富岡町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議案第51号 富岡町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議案第52号 富岡町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議案第53号 富岡町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議案第54号 富岡町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議案第55号 富岡町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議案第56号 富岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議案第57号 富岡町肉用雌牛貸付条例の一部を改正する条例について

議案第58号 不動産の取得について

議案第59号 不動産の取得について

議案第60号 平成30年度富岡町一般会計補正予算(第1号)

議案第61号 平成30年度富岡町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)

日程第3 委員会報告

1、総務常任委員会報告

2、産業復興常任委員会報告

3、議会運営委員会報告

4、議会報編集特別委員会報告

5、原子力発電所等に関する特別委員会報告

本日の会議に付した事件
議事日程と同じ

○出席議員（14名）

1番	渡辺英博君	2番	渡辺正道君
3番	高野匠美君	4番	渡辺高一君
5番	堀本典明君	6番	早川恒久君
7番	遠藤一善君	8番	安藤正純君
9番	宇佐神幸一君	10番	高野泰君
11番	黒澤英男君	12番	高橋実君
13番	渡辺三男君	14番	塚野芳美君

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者

町長	宮本皓一君
副町長	高橋浩一君
副町長	滝沢一美君
教育長	石井賢一君
会計管理者	三瓶直人君
総務課長	林紀夫君
企画課長	原田徳仁君
税務課長	小林元一君
健康福祉課長	植杉昭弘君
住民課長	杉本良君
参事兼 生活環境課長	石井和弘君
産業振興課長兼 農業委員会 事務局長	猪狩力君
復興振興課長	黒沢真也君
復旧課長	三瓶清一君
教育総務課長	飯塚裕之君
拠点整備課長	竹原信也君

郡山支所長	齊	藤	一	宏	君
参事兼 いわき支所長	三	瓶	雅	弘	君
総務課課長補佐	遠	藤	博	生	君
代表監査委員	坂	本	和	久	君

○事務局職員出席者

議会事務局 局長	志	賀	智	秀	
議会事務局 係長	大	和	田	豊	一
議会事務局 主任査	杉	本	亜	季	

開 議 (午前10時00分)

○開議の宣告

○議長(塚野芳美君) ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより平成30年第5回富岡町議会定例会2日目を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

○議事日程の報告

○議長(塚野芳美君) 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

○会議録署名議員の指名

○議長(塚野芳美君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において

1番 渡 辺 英 博 君

2番 渡 辺 正 道 君

の両名を指名いたします。

○議案の趣旨説明、質疑、討論、採決

○議長(塚野芳美君) 次に、日程第2、議案の趣旨説明、質疑、討論、採決に入ります。

初めに、議案第45号 富岡町農業委員会委員の任命につき認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しない場合の同意を求めることについての件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐朗読〕

○議長(塚野芳美君) 内容の説明を農業委員会事務局長より求めます。

農業委員会事務局長。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長(猪狩 力君) おはようございます。それでは、議案第45号富岡町農業委員会委員の任命につき認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しない場合の同意を求めることについてに関してご説明いたします。

富岡町農業委員会委員の任命に当たり、農業委員会等に関する法律第8条第5項の規定に、原則として認定農業者が農業委員の過半数を占めることとされています。このたびの農業委員会委員の募集を経た選考の結果、その候補者となった者は、認定農業者が3名で、農業委員定数10名の過半数6名を満たすことはできず、認定農業者に準ずる者2名を含めてもなお農業委員の定数の過半数を占めることができないため、認定農業者過半要件の例外規定を適用し、委員の少なくとも4分の1を認定農

業者及び認定農業者に準ずる者からとすることについて、農業委員会等に関する法律施行規則第2条第1項第2号の規定に基づき議会の同意を求めるものです。

説明は以上です。ご審議方よろしくお願いいたします。

○議長（塚野芳美君） 内容の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑なしと認めます。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第45号 富岡町農業委員会委員の任命につき認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しない場合の同意を求めることについての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第46号 富岡町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてから議案第55号 富岡町農業委員会委員の認定につき同意を求めることについてまでを一括議題といたします。

議案第46号から議案第55号まで、続けて総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 提案の理由を町長より求めます。

町長。

○町長（宮本皓一君） では皆さん、改めましておはようございます。議案第46号から議案第55号 富岡町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについての提案理由を申し上げます。

今回一括でご審議いただく本件につきましては、富岡町農業委員会委員の任期が平成30年7月7日をもって満了となるため、富岡町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例第2条第1項の規定により、議案第46号から議案第55号の10名を任命いたしたくご同意をお願いするものであります。

これまで農業委員会委員につきましては、公職選挙制で選ばれたところではありますが、農業委員会等に関する法律の改正により、これまでの公職選挙制を廃止し、市町村長が市町村議会の同意を得て任命する方式に改められたところであり、また委員を任命しようとするときは農業者、農業者が組織する団体に対し、農業委員会などに関する法律施行規則に基づく推薦及び募集を求めることとされて

おります。このことから、募集を行い、農業者、農業者が組織する団体からの推薦者として渡邊康男氏、橋本昇氏、笹山光政氏の3名、応募者として林秀樹氏、原田八十治氏、遠藤則政氏、渡邊伸氏、佐藤忠氏、小坂竜也氏、渡邊高一氏の計10名となり、富岡町農業委員会候補者評価委員会において農業発展への熱意、農業者などからの信頼性、農業への識見、地域農業への精通、農業以外の地域とのかかわりなどの観点から評価を行い、震災後の営農再開に精力的に取り組み、地域農業者からの信頼性も厚く、地域農業へ精通し、今後一層の活躍が期待されるため、農業委員として適任であるとの報告をいただいております。このように候補者10名は、本町農業の復興再生を進めるために必要な豊富な知識と経験を有し、人格、識見ともにすぐれた方々であり、適任であると考えておりますので、ご同意のほどお願いを申し上げます。

○議長（塚野芳美君） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。議案第46号から議案第55号まで一括して質疑を賜ります。質疑ございませんか。

13番、渡辺三男君。

○13番（渡辺三男君） 今町長からの提案でよくわかりましたが、農業委員会の農業委員は、今回から10名になって、農地を守るための法の番人になるのかなと思うのです。そういう部分で、この名前を見ますと大半が現在まで農業委員を務めているのかなと思うのです。笹山さんが務めていないのか、まだ。そういう意味で、ちょっと出席率わかれば教えてください。29年町が帰町宣言してから現在までの出席率。何日招集して何回出席したということを全員わかればお教えください。

○議長（塚野芳美君） 農業委員会事務局長。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（猪狩 力君） これまで任期中に35回ということで、当初から選任された以降です。実際委員の方々のそれぞれの出席率という形でのデータを算出してはございますが、今ちょっと手元に持ってきてございませんので、後ほど紹介させていただきたいと思うのですが。

ただ、会長以下出席率、会長につきましては100%という形での出席率ということは存じ上げていますが、それ以下につきましては、約半分という方も中にはいらっしゃいますので、その人ごとの率については今手元にないものですから、ちょっとお控えさせていただきたいと。後ほどという形でもよろしいでしょうか。その形でお願いしたいと思います。

○議長（塚野芳美君） 13番、渡辺三男君。

○13番（渡辺三男君） 我々評価する上で、やっぱり農業委員会年に12回ですか、月に1回ずつということで、重要な審査になるかと思うのです。そういう審査に出席率が少なくでは意味がないと思うのです。やっぱり12回あれば12回出席していただくと。そういう意味で考えれば、ぜひ始まる前に出していただければありがたいと思います。

○議長（塚野芳美君） 暫時休議いたします。

休 議 （午前10時17分）

再開 (午前10時18分)

○議長(塚野芳美君) 再開いたします。

今の件は今の状態で保留にして、その他の質疑を進めたいと思います。そのほか質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(塚野芳美君) そのほか質疑ないのですね。

それでは、暫時休議します。

休議 (午前10時19分)

再開 (午前10時20分)

○議長(塚野芳美君) 再開いたします。

農業委員会事務局長。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長(猪狩 力君) 手元にある資料によりますと、27年の7月から任期が始まりまして、これまで35回会議がございました。その中で、今回候補者の方につきましては、原田八十治氏が35回中33回ということでございます。渡邊康男氏が35回中30回となります。続いて、渡邊伸氏が29回となります。橋本昇氏が23回となります。遠藤則政氏が32回となります。渡邊高一氏が31回となります。

以上でございます。

○議長(塚野芳美君) 13番、渡辺三男君。

○13番(渡辺三男君) ありがとうございます。

名前よく見なかったから、農業委員会経験者が7名ですか、そういう中で随分数の少ない人もいるみたいなのですが、今回上がってこられる人は、やっぱりその重要さを自分でも自覚して多分上がってきていると思いますので、ぜひ出席率いい委員会になればいいと思いますので、よろしく願いいたします。ありがとうございます。

○議長(塚野芳美君) そのほかございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(塚野芳美君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

それでは、議案ごとに討論、採決を行います。

初めに、議案第46号 富岡町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(塚野芳美君) 討論なしと認めます。

次に、議案第46号 富岡町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについての件を採決いたします。

採決は無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（塚野芳美君） ただいまの出席議員は13名であります。

投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

○議長（塚野芳美君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○議長（塚野芳美君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。本案を可とする諸君は賛成と、否とする諸君は反対と記入の上、点呼に応じて順次投票をお願いいたします。

なお、投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第84条の規定により否とみなします。

それでは、点呼を命じます。

事務局長。

〔事務局長点呼により投票〕

○議長（塚野芳美君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（塚野芳美君） 開票を行います。

富岡町議会会議規則第32条第2項の規定により、立会人に3番、高野匠美君、4番、渡辺高一君、5番、堀本典明君、以上の3名を指名いたします。

よって、立ち会いをお願いいたします。

〔開 票〕

○議長（塚野芳美君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数13票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。そのうち、賛成13票、反対ゼロ票であります。以上のおり賛成が全員であります。

よって、本案は原案のおり可決されました。

次に、議案第47号 富岡町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第47号 富岡町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについての件を採決いたします。

採決は無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（塚野芳美君） ただいまの出席議員は13名であります。

投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

○議長（塚野芳美君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○議長（塚野芳美君） 異状なしと認めます。

本案を可とする諸君は賛成と、否とする諸君は反対と記入の上、点呼に応じて順次投票をお願いいたします。

なお、投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第84条の規定により否とみなします。

それでは、点呼を命じます。

事務局長。

〔事務局長点呼により投票〕

○議長（塚野芳美君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（塚野芳美君） 開票を行います。

富岡町議会会議規則第32条第2項の規定により、立会人に6番、早川恒久君、7番、遠藤一善君、8番、安藤正純君、以上の3名を指名いたします。

よって、立ち会いをお願いいたします。

〔開 票〕

○議長（塚野芳美君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数13票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。そのうち、賛成13票、反対ゼロ票、以上のとおり賛成が全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第48号 富岡町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

次に、議案第48号 富岡町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについての件を採決いたします。

採決は無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（塚野芳美君） ただいまの出席議員は13名であります。

投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

○議長（塚野芳美君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○議長（塚野芳美君） 異状なしと認めます。

本案を可とする諸君は賛成と、否とする諸君は反対と記入の上、点呼に応じて順次投票をお願いいたします。

なお、投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第84条の規定により否とみなします。

それでは、点呼を命じます。

事務局長。

〔事務局長点呼により投票〕

○議長（塚野芳美君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（塚野芳美君） 開票を行います。

富岡町議会会議規則第32条第2項の規定により、立会人に9番、宇佐神幸一君、10番、高野泰君、11番、黒澤英男君、以上の3名を指名いたします。

よって、立ち会いをお願いいたします。

〔開 票〕

○議長（塚野芳美君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数13票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。そのうち、賛成3票、反対10票、以上のとおり反対が多数でありましたので、本案は否決されました。

次に、議案第49号 富岡町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第49号 富岡町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについての件を採決いたします。

採決は無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（塚野芳美君） ただいまの出席議員は13名であります。

投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

○議長（塚野芳美君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○議長（塚野芳美君） 異状なしと認めます。

本案を可とする諸君は賛成と、否とする諸君は反対と記入の上、点呼に応じて順次投票をお願いいたします。

なお、投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第84条の規定により否とみなします。

それでは、点呼を命じます。

事務局長。

〔事務局長点呼により投票〕

○議長（塚野芳美君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（塚野芳美君） 開票を行います。

富岡町議会会議規則第32条第2項の規定により、立会人に12番、高橋実君、13番、渡辺三男君、1番、渡辺英博君、以上の3名を指名いたします。

よって、立ち会いをお願いいたします。

〔開 票〕

○議長（塚野芳美君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数13票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。そのうち、賛成13票、反対ゼロ票、以上のとおり賛成が全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第50号 富岡町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第50号 富岡町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについての件を採決いたします。

採決は無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（塚野芳美君） ただいまの出席議員は13名であります。

投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

○議長（塚野芳美君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○議長（塚野芳美君） 異状なしと認めます。

本案を可とする諸君は賛成と、否とする諸君は反対と記入の上、点呼に応じて順次投票をお願いいたします。

なお、投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第84条の規定により否とみなします。

それでは、点呼を命じます。

事務局長。

〔事務局長点呼により投票〕

○議長（塚野芳美君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（塚野芳美君） 開票を行います。

富岡町議会会議規則第32条第2項の規定により、立会人に2番、渡辺正道君、3番、高野匠美君、4番、渡辺高一君、以上の3名を指名いたします。

よって、立ち会いをお願いいたします。

〔開 票〕

○議長（塚野芳美君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数13票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。そのうち、賛成13票、反対ゼロ票、以上のとおり賛成が全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第51号 富岡町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第51号 富岡町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについての件を採決いたします。

採決は無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（塚野芳美君） ただいまの出席議員は13名であります。

投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

○議長（塚野芳美君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○議長（塚野芳美君） 異状なしと認めます。

本案を可とする諸君は賛成と、否とする諸君は反対と記入の上、点呼に応じて順次投票をお願いいたします。

なお、投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第84条の規定により否とみなします。

それでは、点呼を命じます。

事務局長。

〔事務局長点呼により投票〕

○議長（塚野芳美君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（塚野芳美君） 開票を行います。

富岡町議会会議規則第32条第2項の規定により、立会人に5番、堀本典明君、6番、早川恒久君、7番、遠藤一善君、以上の3名を指名いたします。

よって、立ち会いをお願いいたします。

〔開 票〕

○議長（塚野芳美君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数13票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。そのうち、賛成13票、反対ゼロ票、以上のとおり賛成が全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第52号 富岡町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第52号 富岡町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについての件を採決いたします。

採決は無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（塚野芳美君） ただいまの出席議員は13名であります。

投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

○議長（塚野芳美君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○議長（塚野芳美君） 異状なしと認めます。

本案を可とする諸君は賛成と、否とする諸君は反対と記入の上、点呼に応じて順次投票をお願いいたします。

なお、投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第84条の規定により否とみなします。

それでは、点呼を命じます。

事務局長。

〔事務局長点呼により投票〕

○議長（塚野芳美君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（塚野芳美君） 開票を行います。

富岡町議会会議規則第32条第2項の規定により、立会人に8番、安藤正純君、9番、宇佐神幸一君、10番、高野泰君、以上の3名を指名いたします。

よって、立ち会いをお願いいたします。

〔開 票〕

○議長（塚野芳美君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数13票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。そのうち、賛成13票、反対ゼロ票、以上のとおり賛成が全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第53号 富岡町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて討論を行います。地方自治法第117条の規定により4番、渡辺高一君の退席を求めます。

〔4番（渡辺高一君）退席〕

○議長（塚野芳美君） それでは、討論ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第53号 富岡町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについての件を採決いたします。

採決は無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（塚野芳美君） ただいまの出席議員は12名であります。

投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

○議長（塚野芳美君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○議長（塚野芳美君） 異状なしと認めます。

本案を可とする諸君は賛成と、否とする諸君は反対と記入の上、点呼に応じて順次投票をお願いいたします。

なお、投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第84条の規定により否とみなします。

それでは、点呼を命じます。

事務局長。

〔事務局長点呼により投票〕

○議長（塚野芳美君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（塚野芳美君） 開票を行います。

富岡町議会会議規則第32条第2項の規定により、立会人に11番、黒澤英男君、12番、高橋実君、13番、渡辺三男君、以上の3名を指名いたします。

よって、立ち会いをお願いいたします。

〔開 票〕

○議長（塚野芳美君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数12票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。そのうち、賛成12票、反対ゼロ票、以上のとおり賛成が全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

4番、渡辺高一君の復席を求めます。

〔4番（渡辺高一君）復席〕

○議長（塚野芳美君） 次に、議案第54号 富岡町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第54号 富岡町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについての件を採決いたします。

採決は無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（塚野芳美君） ただいまの出席議員は13名であります。

投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

○議長（塚野芳美君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○議長（塚野芳美君） 異状なしと認めます。

本案を可とする諸君は賛成と、否とする諸君は反対と記入の上、点呼に応じて順次投票をお願いいたします。

なお、投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第84条の規定により否とみなします。

それでは、点呼を命じます。

事務局長。

〔事務局長点呼により投票〕

○議長（塚野芳美君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（塚野芳美君） 開票を行います。

富岡町議会会議規則第32条第2項の規定により、立会人に1番、渡辺英博君、2番、渡辺正道君、3番、高野匠美君、以上の3名を指名いたします。

よって、立ち会いをお願いいたします。

〔開 票〕

○議長（塚野芳美君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数13票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。そのうち、賛成13票、反対ゼロ票、以上のとおり賛成が全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第55号 富岡町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第55号 富岡町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについての件を採決いたします。

採決は無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（塚野芳美君） ただいまの出席議員は13名であります。

投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

○議長（塚野芳美君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○議長（塚野芳美君） 異状なしと認めます。

本案を可とする諸君は賛成と、否とする諸君は反対と記入の上、点呼に応じて順次投票をお願いいたします。

なお、投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第84条の規定により否とみなします。

それでは、点呼を命じます。

事務局長。

〔事務局長点呼により投票〕

○議長（塚野芳美君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（塚野芳美君） 開票を行います。

富岡町議会会議規則第32条第2項の規定により、立会人に4番、渡辺高一君、5番、堀本典明君、6番、早川恒久君、以上の3名を指名いたします。

よって、立ち会いをお願いいたします。

〔開 票〕

○議長（塚野芳美君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数13票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。そのうち、賛成13票、反対ゼロ票、以上のとおり賛成が全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第56号 富岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めますが、この件はさきの全員協議会で説明を求めていますので、内容の朗読を省略し、提案理由の朗読のみとしてください。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を税務課長より求めます。

税務課長。

○税務課長（小林元一君） それでは、議案第56号 富岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の内容につきましてご説明いたします。

本案は、地方税法施行令の改正と平成30年度の国民健康保険税の課税額算定を行うための所要の改正を行うものであります。

まず、地方税法施行令の改正につきましては、本年度より国民健康保険事業について都道府県が財政運営の主体となることから、その仕組みに見直されたことによる改正でございます。また、医療保険の負担について、負担能力に応じた公平性の観点から、国民健康保険税の基礎額課税額に係る課税限度額の引き上げ及び低所得者に対する軽減判定所得の拡充による改正であります。

次に、課税額算定のための改正につきましては、本年度の国民健康保険税の必要額を算出するに当たり税率の設定を行う改正となります。今年度の税率算定につきましては、国民健康保険事業が公益化され、急激な変化を緩和するため国費が投入されることから、前年度の必要額と比較しまして減額となっておりますので、税率算定の引き下げによる改正となります。

それでは、議案第56号別紙資料、富岡町国民健康保険税条例新旧対照表によりご説明いたします。1ページをごらんください。本則第2条の改正については、国民健康保険事業の運営主体を都道府県に位置づける規定であり、また2ページの同条第2項においては、基礎課税額の限度額を「54万円」から「58万円」に引き上げるものです。

次に、第4条から3ページの第5条の2にかけましては、医療一般に係る規定であり、第4条の資産割額「100分の19.87」を「100分の9.87」に、第5条の均等割額「3万2,800円」を「2万7,600円」に、第5条の2の平等割額「2万4,000円」を「1万9,600円」に、特定世帯では「1万2,000円」を「9,800円」に、特定継続世帯では「1万8,000円」を「1万4,700円」に改めるものです。

次に、3ページの第7条につきましては、後期高齢者支援金に係る規定であり、第7条の資産割額「100分の7.41」を「100分の3.41」に、第7条の2の均等割額「1万2,300円」を「1万400円」に、

第7条の3の平等割額「9,600円」を「9,200円」に、特定世帯では「4,800円」を「4,600円」に、特定継続世帯では「7,200円」を「6,900円」に改めるものです。

次に、4ページの第8条から第9条の3にかけては、介護給付金に係る規定であり、第8条の所得割額「100分の2.53」を「100分の2.45」に、第9条の資産割額「100分の6.26」を「100分の3.26」に、第9条の2の均等割額「1万4,400円」を「9,700円」に、第9条の3の平等割額「8,000円」を「6,400円」に改めるものです。

次に、第23条からは、国民健康保険税の軽減世帯に係る規定であり、第23条第1号については、7割軽減の減額対象となる世帯に係る改正で、均等割額及び平等割額につきましては、いずれも引き下げとなり、アからカの記載のとおり改めるものでございます。

次に、5ページから6ページにかけての同条第2号については、5割軽減の減額対象となる世帯に係る改正で、軽減判定所得の算定におきまして、被保険者数の数に乗すべき金額「27万円」を「27万5,000円」に改め、均等割額及び平等割額につきましては、いずれも引き下げとなり、アからカの記載のとおり改めるものでございます。

次に、6ページから7ページにかけての同条第3号につきましては、2割軽減の減額対象となる世帯に係る改正で、軽減判定所得の算定におきまして、被保険者数の数に乗すべき金額「49万円」から「50万円」に改め、均等割額及び平等割額につきましては、いずれも引き下げとなり、アからカの記載のとおり改めるものでございます。

なお、本条例の附則といたしまして、施行期日を公布の日から、適用につきましては平成30年4月1日からするものでございます。

説明は以上となります。よろしくお願いたします。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。
〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第56号 富岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第57号 富岡町肉用雌牛貸付条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を産業振興課長より求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（猪狩 力君） それでは、議案第57号 富岡町肉用雌牛貸付条例の一部を改正する条例について、その内容をご説明いたします。

今回の条例改正は、高齢者等の福祉の増進と肉用牛資源の確保を図ることを目的とする肉用雌牛の貸し付けを判断するための貸し付け審査委員会の組織に関する所要の改正を行うものであります。

議案第57号別紙資料をごらんください。富岡町肉用雌牛貸付条例新旧対照表によりご説明いたします。第13条、組織におきまして、第1項、委員会は委員5人をもって組織するの現行と同じく改正案に変更はなく、(略)の記載となっております。

第2項の現行の次の各号に掲げる及び同項1号、双葉畜産農業協同組合富岡支部3人、2号、双葉農業協同組合2人は、双葉畜産農業協同組合が2月に解散したこと、双葉農業協同組合の名称変更とあわせて各号を削り、広く知識経験者の中から委員5人を委嘱または任命するのに改正するものであります。

説明は以上であります。ご審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第57号 富岡町肉用雌牛貸付条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第58号 不動産の取得についての件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を復旧課長より求めます。

復旧課長。

○復旧課長（三瓶清一君） それでは、議案第58号 不動産の取得についての提案の内容を説明申し上げます。

提案申し上げます不動産の取得につきましては、以前も説明しています（仮称）富岡産業団地整備事業に必要な土地のうち、所有者の同意や農地転用手続が完了するなどして取得が可能となった2万4,240.32平方メートル、40筆の土地取得であり、取得価格は土地ごとの不動産鑑定価格により総額7,999万9,159円でございます。

議案第57号別紙をごらんください。取得いたします土地の契約相手方別の一覧でございますので、ご確認をお願いいたします。

また、議案第58号別紙資料A 3判横資料には、整備事業区域のうち今回取得いたします土地の範囲を赤着色で、所有者との交渉手続中により今後契約予定の土地1件1筆を青着色で、既に土地売買契約を締結した土地53件331筆を黄着色でそれぞれお示ししておりますので、あわせてご確認をお願いいたします。

なお、今回提案いたします取得案件を含め、これまで取得いたしました事業用地の総計は31万5,094.94平方メートルであり、取得予定面積に対する取得率が99.78%となっており、未取得地690平方メートルについては、今年度上半期中に取得してまいりよう土地所有者並びに関係者と密に連絡を調整してまいりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

提案の内容の説明は以上です。ご審議方よろしくようお願いいたします。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

8番、安藤正純君。

○8番（安藤正純君） この添付資料の赤で示されている箇所が今回の予定箇所だと思うのですが、今回の予定箇所の中で田んぼの部分と宅地の部分、どれくらいの割合、この7,900万円の中から田んぼがどれくらいで、宅地がどれくらいだかということを大ざっぱに教えてください。

○議長（塚野芳美君） 復旧課長。

○復旧課長（三瓶清一君） 済みません、田んぼの割合でございますけれども、資料がございませんので、後ほどお知らせしたいと思っておりますので、よろしくようお願いいたします。

○議長（塚野芳美君） いや、後ほどというわけにはいかないです、それは。

暫時休議します。

休 議 （午前11時46分）

再開 (午前11時47分)

○議長(塚野芳美君) 再開します。

13番、渡辺三男君。

○13番(渡辺三男君) では、聞かせてもらいます。

これで産業団地の土地取得1筆を残して終わるのかなと思うのですが、この1筆残る地区、この地区は多分公園整備になるのかなと思うのですが、工業団地の中の公園という捉え方でいいのですか。全く別な公園だったのかなと思うのですが、その辺ちょっとお聞かせください。

○議長(塚野芳美君) どちらですか。

総務課長。

○総務課長(林 紀夫君) 昨年まで計画担当していた者としてのお答えになりますが、公園の整備につきましては、産業団地との一連という形で開発行為、その他もいただくようなことを考えております。予算上も、産業団地関連ということで整備をしてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長(塚野芳美君) 13番、渡辺三男君。

○13番(渡辺三男君) よくわかりました。

一時期は、復興公園なんていう話も多分出ていたのかなと思うのですが、今の考えは理解できます。1つでもう整備するという事だね。わかりました。

○議長(塚野芳美君) そのほかございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(塚野芳美君) なければ、暫時休議します。

休議 (午前11時48分)

再開 (午前11時50分)

○議長(塚野芳美君) 再開いたします。

午後1時まで休議いたします。

休議 (午前11時51分)

再開 (午後1時00分)

○議長(塚野芳美君) 再開いたします。

復旧課長。

○復旧課長(三瓶清一君) 面積の割合についてご説明いたします。

2万4,240.32平米のうち、田んぼの面積が1万8,281平米、20筆でございまして、面積割合からい

いますと75.42%となっております。次に、畑が2,130平米でございます。これは5筆ほどございまして、面積割合は8.79%となっております。次に、原野がございまして、原野は117平方メートルでございまして、1筆、面積割合は0.48%でございます。次に、山林でございまして、山林が770平方メートルございました。これは4筆でございまして、3.18%でございます。次に、宅地でございまして、2,942.32平方メートルでございまして、10筆ございました。面積割合は12.14%となっております。合計で、地目別に申しますと5種類となっております。以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 8番、安藤正純君。

○8番（安藤正純君） この評価だったのですけれども、以前この上郡の産業団地ということで、土地を提供した人たちの土地の評価と今回この上がってきたものの評価と、鑑定が途中で入ったとは思いますが、そんなに遜色ないのでしょうか、がらっと変わったのでしょうか、その辺ちょっと簡単をお願いします。

○議長（塚野芳美君） 復旧課長。

○復旧課長（三瓶清一君） 鑑定はかけていませんけれども、そもそも最初にかけてのもので算出しておりますので、差はございません。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 8番、安藤正純君。

○8番（安藤正純君） 先ほど課長から面積とあと占めるパーセントというのをあつたのですけれども、宅地は何平米で金額幾らだったか、宅地のみ教えてください。

○議長（塚野芳美君） 復旧課長。

○復旧課長（三瓶清一君） 宅地は2,942.32平米でございまして、10筆。金額につきましては、価格帯でございまして、6,300円から1万1,000円までということで評価をいただいているところでございます。

○議長（塚野芳美君） そのほかございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第58号 不動産の取得についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第59号 不動産の取得についての件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を教育総務課長より求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（飯塚裕之君） 議案第59号 不動産の取得についての内容を説明いたします。

本案、不動産の取得につきましては、富岡町アーカイブ施設整備事業の用地取得に係るものであります。用地選定の経緯につきましては、本年2月に行われました全員協議会におきまして事業概要、必要性などとあわせてご説明いたしました。場所については、廃炉国際共同研究センター北側の農地でありまして、その後も調整を進め、先月県庁で行われました第7回富岡町復興整備協議会において農林水産大臣の同意を得、翌日の公示をもって農地転用手続きが完了したところです。

面積につきましては、4筆計1万1,529平方メートル。取得価格は、不動産鑑定評価により総額4,035万1,500円でございます。また、地目につきましては、4筆とも全て田でございます。取得の相手方につきましては、議案第59号別紙をごらんください。一覧となっておりますので、ご確認をお願いいたします。

続きまして、議案第59号別紙資料をごらんください。今回取得いたします土地の範囲を赤着色で示しておりますので、あわせてご確認をお願いいたします。

説明は以上になります。ご審議方よろしくをお願いいたします。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第59号 不動産の取得についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第60号 平成30年度富岡町一般会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を総務課長より求めます。

総務課長。

○総務課長（林 紀夫君） それでは、議案第60号 平成30年度富岡町一般会計補正予算（第1号）の内容についてご説明をいたします。

本補正予算につきましては、当初予算において年間予算を編成したところではありますが、特に緊急性が高く、町政執行上真に必要なものについて、既定の歳入歳出予算にそれぞれ2億8,702万2,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ160億7,111万8,000円とするものでございます。

3ページをお開きいただきたいと思います。初めに、第1表、歳入歳出予算補正の歳入についてご説明をいたします。第13款国庫支出金、第2項国庫補助金183万1,000円の増額は、教育費国庫補助金において理科教育施設整備に係る事業補助が決定されたことによるものでございます。

第14款県支出金、第2項県補助金626万4,000円の増額は、農林水産業費、商工費並びに教育費においてそれぞれ事業補助が計上されたことによるものでございます。

また、第17款繰入金、第2項基金繰入金2億7,892万7,000円の増額は、事業費及び財源の精査により財政調整基金から繰り入れを行うものでございます。

これにより、歳入の補正予算総額を2億8,702万2,000円としたものでございます。

次に、歳出について申し上げます。4ページ、5ページをごらんいただきたいと思います。第2款総務費、第1項総務管理費569万8,000円の増額は、いわき支所において嘱託職員の雇用実態に合わせ、嘱託職員報酬などを増額するものでございます。

第3款民生費6,046万8,000円の増額は、第1項社会福祉費において職員給与費等に関して介護保険及びサービス事業特別会計への繰出金など4,317万7,000円、また第2項児童福祉費において職員給与費1,729万1,000円を増額することによるものでございます。

第4款衛生費、第1項保健衛生費2万3,000円の増額は、保健センターに設置する電話加入者管理の公衆電話通信料を増額するものでございます。

第6款農林水産業費、第1項農業費138万円の増額は、営農再開支援事業としてPR支援事業委託料を増額するものでございます。

第7款商工費、第1項商工費815万4,000円の増額は、商工振興事業費においてプレミアムつき商品券販売に係る委託料並びに商工催事補助金を増額するものでございます。

第8款土木費、第2項道路橋梁費1億8,500万円の増額は、JR夜ノ森駅に係る東西自由通路整備事業に伴う調査設計委託料並びに東日本旅客鉄道株式会社負担金の増額によるものでございます。

第10款教育費2,629万9,000円の増額は、第1項教育総務費において交流事業補助金並びに学校施設管理業務委託料496万3,000円、第2項小学校費において備品購入費、教育教材賃借料、遠隔授業シス

テム構築委託料など606万円、第3項中学校費において備品購入費、教育教材賃借料、遠隔授業システム構築委託料など416万8,000円、第5項社会教育費において保存建築物の修復工事費の追加など1,018万円、嘱託職員報酬129万8,000円を増額する一方で、臨時雇用職員賃金184万3,000円を減額したことにより963万5,000円、第6項保健体育費において賃借料147万3,000円をそれぞれ増額したものであるものでございます。

これらのことにより、歳出の補正総額を2億8,702万2,000円としたものでございます。

次に、6ページをごらんいただきたいと思います。第2表、債務負担行為につきましては、自家消費野菜等に含まれる放射性物質の測定やその結果の説明などを行うための富岡町測定所建物及び測定機器賃借料について、期間を平成31年度から平成37年度までとして、限度額をそれぞれ7,009万円、4,705万4,000円として債務負担行為を設定するものでございます。

以上が今回の補正予算の概要でございます。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑の方法につきましては、慣例により歳入歳出の項別審査を行い、その後に総括審査を行いたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 異議なしと認めます。

よって、そのような順序で審議を進めることにいたします。

それでは、歳入から入ります。10ページをお開きください。10、11ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 12、13ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 14、15ページ。

7番、遠藤一善君。

○7番（遠藤一善君） 土木費のJRの負担金のことでちょっとお聞きしたいのですが、先日の全員協議会の資料をいただいた中で、夜ノ森駅舎の解体という話が出ていたのですけれども、これは完全に壊してしまうということなのか、ある程度ばらして再利用ということを考えているのか、ちょっとお聞かせください。

○議長（塚野芳美君） 拠点整備課長。

○拠点整備課長（竹原信也君） お答えさせていただきます。

先般の全員協議会でも資料をもとにご説明させていただいたところでございますが、工程の中でJRさんと整備に向けた協議の中では、次の2020年に間に合わせるためにということで、解体は機械解体ということで承っております。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 7番、遠藤一善君。

○7番（遠藤一善君） 平成29年の3月に、帰還困難区域再生ビジョンに関する意向調査の報告書というのが町から出ておりますが、その中でも、夜ノ森駅に関しては、思い出の場所であったり、後世に受け継ぎたい場所、施設として上位にランクされているわけですが、自由通路をつくるのに駅舎に当たるといふことであれば、大正10年に夜ノ森駅ができたときの駅舎でもありますし、やはり気持ち的にも歴史的にも非常に重要な建物でありますので、ばらしてほかに移築をして保存するという方法もあろうかと思うのですが、それについてはいかがでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 拠点整備課長。

○拠点整備課長（竹原信也君） その件につきましても、JRさんと先ほどの整備に向けた協議の中でお話を進めたところでございますが、2020年の開通時に自由通路を使うという条件のもとに進める上では、今回の解体につきましてはやはり協定前の資料にもありましたが、7月に協定を結んで、まずは解体から着手していかないと間に合わないということもありました。JRの夜ノ森駅舎につきましては、水郡線にも同じような駅もございますというお話もいただきまして、町としては思い出を残すような形で、形状的には今の夜ノ森駅を思い出させるような形で進めればということでは私たちが考えているところでございます。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 7番、遠藤一善君。

○7番（遠藤一善君） 形を残すということと建物を残すということは全く別で、第2次復興計画においても、夜の森の復興は桜ということで入っているわけですが、桜がある。夜ノ森駅が来る。古いビデオとかも見ていただいたことがあろうかと思うのですが、やはり夜ノ森駅に、夜の森自体が開拓地でありますので、そういうところに駅舎が来て夜の森に来たという経緯があります。経緯がはっきりしていて、皆さん夜ノ森駅を使っていた人は、高校のときに駅を使っていた人はたくさんいまして、当然今住んでいる人、住んでいない人、外にいる人、県外に行った人も、ほとんどの人が夜ノ森駅を使っていて、なおかつ帰還困難区域のビジョンの作成のときにそういう住民意向があるということの中で、今の話ですと、ただJRが間に合わない、間に合わないと言っているというだけで、解体をするということであれば、機械で壊すのと手でばらしていくのとそんなにそれで1カ月も2カ月も変わってくるとは到底思えないのですけれども、そういうところの工期まで全てきちんと詰めた上での話なのではないでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 拠点整備課長。

○拠点整備課長（竹原信也君） お答えさせていただきます。

夜ノ森駅舎につきましては、JRのまず持ち物であるということもございまして、基本的に解体の準備等々については、やはり安全に自由通路を2020年に使うということであれば、JRの今の工程で進めていかざるを得ないというのが今の現状かと思っております。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（塚野芳美君） 町長。

○町長（宮本皓一君） 議員ご指摘の件は、十分私も理解できます。ただ、困難区域の中にある建物でありますから、これを除染して、それを手でさわり、そして肌が触れるような状況で使用できるかといういろいろな観点からも、町としては工期的なものもありますし、解体をせざるを得ないと考えてございます。

○議長（塚野芳美君） 13番、渡辺三男君。

○13番（渡辺三男君） 今の関連なのですが、私富岡なので、夜ノ森駅の経緯余り知らないのですが、夜の森の人たちにとっては、いっぱい思い出のある駅舎なのかという感じでした。そういう中で、町長の言うことも理解できます。困難区域の建物ですから、できればもう排除して新しいものになったほうがいいと。当然今回計画しているのは、あれは利用しないということで取り壊しなのでしょうけれども、考え方がらっと変えて、自由通路を新しくつくる上であの駅舎が邪魔になるかどうかひとつ教えてください。

もう一つは、邪魔になるとすれば、財政的には大変なのかなと思うのですが、西側の駐車場用地になる部分に解体して移転をして、何らかの形で残すことも私は可能なかなと思うのですが、工程的な問題は、解体するにしても多分大丈夫なのかなと思うのです。解体しないにしても、あそこに残せるかどうか、まずひとつ土地の利用価値の部分で。その辺2点ちょっと教えてください。

○議長（塚野芳美君） 拠点整備課長。

○拠点整備課長（竹原信也君） お答えさせていただきます。

まず、1点目の駅舎が自由通路の場所に当たるのかというところでございますが、一応選定したところ、自由通路が安全につくれるという場所は、現在の東口で言うとまさに駅舎の真ん前が入り口になってしまうということが1点でございます。

2点目でございますが、現在私たちもその町民の思いというのを受けているところでございまして、町長が話しましたように、今あの駅舎については、標準設計だということもございまして、物は新しくなってしまうのですけれども、同じような形で駅待合室のような形で、若干大きさ小さくなりますが、そういう形で作っていきたい。なおかつ、教育委員会とお話しさせていただきまして、中の線量の低いもの、椅子とかそういうものはそこに配置し、思いは伝えられるようにしていきたいとは考えているところでございます。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 13番、渡辺三男君。

○13番（渡辺三男君） ありがとうございます。

当然椅子とかそういうあるものを残すという手だて非常にありがたいのかなと思うのですが、一番大事なのはやっぱり駅舎なのかなと思いますので、あそこが自由通路の入り口となれば、あそこに残

すことはもう無理ですよ。そうなった場合に、解体してあの西側に持っていくことは可能なのかなと思いますので、当然JRの持ち物でしょうから、その辺何とか協議できる可能性があるのであれば再度協議してもらって、だめなものだめではないと思うのですが、努力はもう一歩必要なのかなと思いますので、その思いの努力もう少しやっただけであればありがたいと思います。

○議長（塚野芳美君） 拠点整備課長。

○拠点整備課長（竹原信也君） ありがとうございます。

その件に関しましても、私たちが前もってJRとは調整しておいたところがございますが、どうしても2020年に自由通路を使うという話になってきますと、今の乗りかえ跨線橋、あとホームの改修、こちらを安全に行うのには、西側に資材を出すのではなくて、困難区域内で処理をするということになりますと、一番最初に解体するのがどうしても駅舎を先に進めなくてはならないということも承っております、そちらである程度我々としてもしょうがない部分があるのかなということで納得したところがございますので、ご理解お願いいたします。

○議長（塚野芳美君） そのほかございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、16、17ページ。

12番、高橋実君。

○12番（高橋 実君） 17ページの上、004、施設管理費の学校施設管理業務委託、この内容、詳細に。

あと、財源は多分一般財源100%かと思うのだけれども、その点と、とりあえず2点、詳細に教えて。

○議長（塚野芳美君） 教育総務課長。

○教育総務課長（飯塚裕之君） ただいまのご質問でございますけれども、まずどういったものかということでございまして、この管理というのは、現在4月に開校となりました富岡第一中学校以外の3校です。第一小学校、第二小学校、第二中学校は使用してはございませんが、管理の徹底ということで、メニューとしては除草及び除草剤の散布でございます。こちらにつきましては、それぞれ除草、除草剤の散布の単価をもとに面積を掛けまして算出したものとなっております。

それから、財源につきましては、町の単費となるものでございます。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 12番、高橋実君。

○12番（高橋 実君） これもよく考えて、幾ら解除になっているところの分だとしても、従来であれば震災前だったら多分町で今言ったような内容で一般財源投入していないと思う。この学校、学校のPTAの父兄の人とか児童生徒がある程度やっていたわけです。それが今の状態でできなくなっているのだから、国に、環境省に求めるのも、解除になっているから。せめて東京電力に申し入れ町か

らして、たまたま私富岡第二小学校のそばで、今年度多分東京電力で職員来て校庭の草刈りやったと思うのだけれども、そういう手だてを申し入れてやらせるようにしたら。さもなければ、町で委託でやるのだったら、係る費用は東京電力で補填してくれるとか。3校のほかに保育所、幼稚園もあるでしょう。そういった施設、教育総務係の所管するところであれば、また町で所管するやつであれば、そういう申し入れをして、一般財源を投入しない方法を模索してはどうですか。

○議長（塚野芳美君） 教育総務課長。

○教育総務課長（飯塚裕之君） ただいまのご質問でございます。まずは、現状といたしまして、震災前のようなP T Aの活動であったり、そういったものは望むことはかなり難しい状況になっているのは、議員おっしゃられたとおりでございます。それで、あと例えばほかの団体ですとか東京電力というお話もございました。東京電力におきましては、昨年第二小学校を全体的に除草ですとか、そういったものをお手伝いいただいたという経緯がございます。また、今年度におきましても、今まさに協議を進めているところでございまして、開校となりました第一中学校、こちらの校庭の整備、校舎周辺の整備です。除草などを含めた整備を引き受けてくださるという前提で、今詳細の詰めに入っているところでございます。

ほかの3校につきましても、そのように東京電力を初め、ほかの団体、町内にお住まいの有志の方々などにできる限り機会を見つけてお声がけしまして、なるべく一般財源ばかりに頼るような形にはしていかないようにしたいと思います。その上で、今回計上しましたのは、その協力をお願いするつもりでございますが、協力を得られなかった場合の担保として計上したという経緯はございました。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 12番、高橋実君。

○12番（高橋 実君） 放置しておけば毎年同じことの繰り返しなのだから、年に1回協議してやるのではなく、もうもとに戻るまでと、10年かかるか20年かかるかわからないけれども、とりあえず3年とか5年、年に何月と何月と2回ぐらい東京電力で責任を持って美化に努めてもらうとか、一小だって隣一中で開校しているわけだから、ぼうぼうにさせておくわけにいかないし、二小、二中だって、幹線道路のすぐそばだ。今の二小なんかすごいです。きのう県の富岡土木事務所の職員2人ぐらいで、歩道の部分県道沿いずっと草刈っていたけれども、やはりあるものは黙っていたって時期が来れば草ぼうぼうになってくるわけだから、年に1回とかではなく、なる可能性ある時期、2回なら2回東電に責任を持って美化に努めてもらうように申し入れしっかりして。町長、どうですか。

○議長（塚野芳美君） 町長。

○町長（宮本皓一君） 議員ご指摘の部分は十分わかります。これらのものが行政賠償の一環としていただけるものかどうかということもありますので、今後検討させていただきたいと思います。

○議長（塚野芳美君） そのほかございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、18、19ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 20、21ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 22ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） ちょっとページが挟んで24、25ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、項別審査を終わります。

総括質疑を賜ります。ございませんか。

7番、遠藤一善君。

○7番（遠藤一善君） 繰り返しで申しわけないのですが、夜の森地区の全体の復興の計画として、桜を中心とした観光施設ということではあるわけですが、今国では歴史的建造物をいろんな形で再利用したりそういうことをして、観光客を誘致しようということをして全国的な流れで行っております。富岡町に観光ということで、これから富岡の桜を5年後解除を目標に除染が始まるわけですが、そういう中で帰還困難区域、そして富岡で夜ノ森駅の場合にはもう既にツツジを切っなくなってはいますが、株を残していただいたので、ある程度の年数がたてば今も新芽が株から出てきている状態があります。そういう中で、この駅舎という建造物がほかの地域にもあるからいいというのは、富岡町の夜の森にはなくなるわけで、そういう形で観光の拠点としていろんなそういうものを考えていったときに、壊れていないものをわざわざ邪魔になるからというだけで壊して、それで進んでいくという考えで町としてはよろしいのでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 町長。

○町長（宮本皓一君） 議員、ちょっと言葉が過ぎると思いますが、壊れていないものをただやみくもに支障になるから壊すということではなくて、これをそれでは移築するなり、そういうことを考えたときに、困難区域にあるということが第1点。そして、100年以上経過しているという劣化した状況、今ベンチなどであれば、ちょっと横に動けばお尻に刺さります。そういう状況のものを、これを残すということが本当に必要かということも町では十分検討して、その結果でそのようなことを考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（塚野芳美君） 7番、遠藤一善君。

○7番（遠藤一善君） 木造の建築物というのは、そのまま残しておくということではなくて、当然余りにも年数が違いますけれども、例えば法隆寺、日本で一番古い建物と言われている法隆寺なんか、きちんとその都度、その都度修理をして、劣化したところは直してという形で長く使っていけるというのが木造建築の一番いいところです。それは、町長も当然ご存じの上での発言だとは思ってい

るのですけれども、ただ富岡町全体を考えたときに、大正の建物とかというのはなかなかないのです。そういう中で、やはり観光ということを考えていったときに、そういう歴史的な建物を桜も90年たっている、駅舎も100年たっているということで、これからこの観光地をどうしていくかというときに、新しいものだけではなくて、やはりこの自然豊かだった、そして開拓の礎になった夜ノ森駅というものを残すという、当然町長おっしゃったように、ざらざらになっている木は取りかえなければいけないです。ただ、新しくつくりかえるということと、古いものを有効に利用していくということ、帰還困難区域の中にあるということではあります、例えば瓦の屋根がそのままずっと使えるということでは当然ありません。当然そういうものはふきかえればよいということで考えていけば、ペンキで外装をつくっていたものですから、そういうことを考えれば、十分建物としては解体して別な形で組み立てて使うということは可能だと思うのですけれども、その辺に関してのご見解はいかがでしょう。

○議長（塚野芳美君） 拠点整備課長。

○拠点整備課長（竹原信也君） そちらにつきましても、新設という言葉を使いましたが、検討するに当たって、今回線量のこと調査、復興推進課と調整させていただきまして、検討させていただきまして、実質今議員がおっしゃるように、屋根も交換する、あと壁についてもほぼ張りかえる、ペンキも剥がして塗りかえる。もしかすると、一部削り取りもしなくてはならない。残るものということ考えた場合に、表に出るもの考えた場合には、より線量の低い新しいものでつくっても、おおむね変わらないのではないかと。考えは多分違ってくるとは思うのですけれども、その分中にあるもの等々は残しながら、面影を残せるような形で富岡町民の思いをつなげていきたいというのが私たちの考えですので、ご理解のほどよろしくお願いします。

○議長（塚野芳美君） 復興推進課長。

○復興推進課長（黒沢真也君） ただいまの夜ノ森駅舎の除染という言葉が出ましたので、先ほど拠点整備課長から駅舎の除染につきまして、我々でも線量測定を実施しまして、その結果を踏まえて環境省に除染による線量低減の効果が図られるかというのを検討していただきました。

結果につきましては、現在駅舎の母屋の屋根、コンクリート瓦なのですけれども、こちらの線量が $2.62\mu\text{Sv/h}$ 、屋根の正面玄関通路のセメント系のスレート瓦ですか、こちらにつきましては $1.72\mu\text{Sv/h}$ ということで、どちらも材質が多孔質の材料であるために、現在の除染作業による線量低減効果は限定的であると結果が出ております。また、柱につきましては $0.95\mu\text{Sv/h}$ 、北側通路のベンチ、こちらにつきましては $0.80\mu\text{Sv/h}$ ということで、こちらも先ほどからありますとおり、劣化が進行しております、塗装のひびとか、さらには木質のひびに汚染物が浸入していると考えられますので、拭き取りによる現在の除染方法では線量の低減効果が限定的であるということで、これらを勘案しますと、駅舎の線量低減を図ることは極めて困難であると察しております。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 7番、遠藤一善君。

○7番（遠藤一善君） 今の除染に対する考え方なのですが、建築の建造物というのは、除染ということは想定にはありませんが、屋根瓦が劣化すれば、屋根瓦は当然全部ふきかえます。それは何十年、何百年のサイクルになるかもしれないのですが、そのこと自体で建物の物が変わるというものではございません。ですので、当然放射能が非常に高い瓦は、ふきかえる必要性はあると思います。当然劣化している板に関しても取りかえる。先ほども申しましたように、木造建築のいいところは、そういうところを取りかえ、取りかえでやっていけるというところにいいところがあるのです。ただ、現代の工法で同じものをつくるからいいということではなくて、やはり100年たっていれば、もう文化財の価値があるという建物である以上、文化財としての価値、そういうものをきちんとそういうことも加味した上でその建物をどうするのかということを考えていただかないといけないと考えています。なので、今の線量に関しては、当然屋根のところ、スレートのところは新しいものとふきえかる。ただ、軸組とか室内に入っているものというのは大丈夫なわけで、外壁も当然壊れてきたらそれは張りかえる。新しいもので張りかえても、一向に変わりはないと思います。そういう考えで建物を残してくるとするのが文化財を残すということの考えですので、文化財を残すという観点では考えはしなかったのでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 教育総務課長。

○教育総務課長（飯塚裕之君） ただいま文化財というところでお話がございましたので、私どもからは、その文化財から見た夜ノ森駅についての評価といたしますか、考えを述べさせていただきます。

皆様もう既にご承知のこととなりますけれども、この駅舎につきましては、大正10年の建築物でございます。時間にすれば、97年という歴史的な時間の積み重ねはありまして、文化財としての要素は十分備えておるものと考えたところではございます。ただ、そうした要素は備えつつも、先ほど来困難区域にあった建物ということもございましたけれども、駅というものにつきましては、不特定多数の方が使用する。また、そうなった場合、逆からすれば使わざるを得ないということになってしまいますので、それでもそうしたことを承知でそのことを見に行くのだという方ならよろしいのでしょうか、使わざるを得ないという立場になった方のことを考えますと、やはり当初申しあげました文化財としての要素は備えつつもということではありますけれども、総合的に勘案して、先ほど来の考えと教育委員会も同じ考えを持っておるところでございます。

○議長（塚野芳美君） 8番、安藤正純君。

○8番（安藤正純君） 今の関連で質問させてください。

やはり所有者はJRであるということで、あと汚染されているということで、今町の考えは十分聞きました。それで、やはり残すというのは建物で残す、あとは心の中に記憶で残す、いろんな残し方があるのかなと思うのですが、教育委員会にお願いしたいのは、例えばアーカイブということで、バーチャルというような考え方をもし持てるとすれば、桜並木で踊りなんかをやった。夜ノ森駅なんか、ツツジで物すごくきれいだった。そういったものをもし再現できれば、アーカイブに行けばそう

いったもの、昔懐かしいものをのぞいて帰ってこれると、そういうやり方がもしできれば、心の中に記憶で残すようなやり方ができれば検討してもらいたいと思いますけれども、その辺どうでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 教育総務課長。

○教育総務課長（飯塚裕之君） ありがとうございます。

まさしく議員おっしゃられたとおりでございますので、この夜ノ森駅に関しましても、今この場でそういった残す作業が間に合うかどうかということは私明言できませんが、できる限り残せるように、早急に可能な方策を探りたいと思います。

また、夜ノ森駅に限らずそうしたものは、今の技術でもってかろうじて残せるということであれば、もちろんそのようにしてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（塚野芳美君） よろしいですか。

高橋副町長。

○副町長（高橋浩一君） 私から答弁をさせていただきます。

夜ノ森駅につきましては、今これまでご意見いただきましたとおり町のシンボルでもありますし、皆様の思い入れもあるということでございますので、アーカイブという観点からは、今JRとも駅舎の中にあるものとか、寄贈を受けられるものは受けた形で、それをアーカイブの中にどのくらい再現できるかというところで検討してまいりたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（塚野芳美君） そのほかございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第60号 平成30年度富岡町一般会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第61号 平成30年度富岡町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を健康福祉課長より求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（植杉昭弘君） それでは、議案第61号 平成30年度富岡町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）の内容につきましてご説明を申し上げます。

今回の補正は、職員給与費の増に伴い、既定の歳入歳出予算にそれぞれ4,242万3,000円増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ16億2,388万4,000円とするものでございます。

初めに、歳入についてご説明を申し上げます。29ページをごらんいただきたいと思います。第7款繰入金、第1項他会計繰入金は、職員給与費の増に伴い一般会計繰入金として4,242万3,000円を増額し、歳入総額を16億2,388万4,000円とするものでございます。

続きまして、歳出についてご説明を申し上げます。30ページをごらんください。第1款総務費、第1項総務管理費は、職員給与費として4,242万3,000円を増額し、歳出総額を16億2,388万4,000円とするものでございます。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくお願いいたします。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑の方法につきましては、一般会計に準じて進めたいと思いますが、この件につきましては項目が少ないことから、一括して質疑を賜ります。

34ページから41ページまでございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を賜りますございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第61号 平成30年度富岡町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

この後休議をいたしますが、休議の中で各委員会を開いていただきます。

委員会の開催時間と場所について申し上げます。この後直ちに第1委員会室において総務常任委員

会、第2委員会室において産業復興常任委員会を開催していただき、その後議会運営委員会を第1委員会室で行い、終わりましたら議会報編集特別委員会を第1委員会室で開催していただき、最後に原子力発電所等に関する特別委員会を全員協議会室で開催していただきますようお願いいたします。

2時15分まで休議いたします。

休 議 (午後 1時53分)

再 開 (午後 2時15分)

○議長(塚野芳美君) 再開いたします。

○委員会報告

○議長(塚野芳美君) 日程第3、委員会報告に入ります。

初めに、総務常任委員会の報告を委員長より求めます。

13番、渡辺三男君。

〔総務常任委員会委員長(渡辺三男君)登壇〕

○総務常任委員会委員長(渡辺三男君) 報告第19号、平成30年6月14日、富岡町議会議長、塚野芳美様、総務常任委員会委員長、渡辺三男。

閉会中の継続調査の申し出について。本委員会は、6月14日午後1時55分より富岡町役場第1委員会室において委員会を開催した結果について、次のとおり報告いたします。

記。1、所管事務の調査。(1)総務課に関する件、(2)企画課に関する件、(3)税務課に関する件、(4)住民課に関する件、(5)健康福祉課に関する件、(6)教育委員会に関する件、(7)出納室に関する件、(8)議会事務局に関する件。

2、調査の経過。出席委員、全員、欠席委員、なし、説明出席者、なし、職務出席者、議会事務局長。

3、調査の結果。調査未了につき、当委員会において閉会中の継続調査の要ありと決したので、富岡町議会会議規則第75条の規定に基づき、閉会中の継続調査の申し出をいたします。

○議長(塚野芳美君) お諮りいたします。

ただいま総務常任委員会委員長より報告がありましたが、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(塚野芳美君) 異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり決しました。

次に、産業復興常任委員会の報告を委員長より求めます。

6番、早川恒久君。

〔産業復興常任委員会委員長（早川恒久君）登壇〕

○産業復興常任委員会委員長（早川恒久君） 報告第20号、平成30年6月14日、富岡町議会議長、塚野芳美様、産業復興常任委員会委員長、早川恒久。

閉会中の継続調査の申し出について。本委員会は、6月14日午後1時55分より富岡町役場第2委員会室において委員会を開催した結果について、次のとおり報告いたします。

記。1、所管事務の調査。(1) 復旧課に関する件、(2) 復興推進課に関する件、(3) 拠点整備課に関する件、(4) 農業委員会に関する件、(5) 産業振興課に関する件、(6) 生活環境課に関する件、(7) いわき支所に関する件、(8) 郡山支所に関する件。

2、調査の経過。出席委員、全員、欠席委員、なし、説明出席者、なし、職務出席者、庶務係長。

3、調査の結果。調査未了につき、当委員会において閉会中の継続調査の要ありと決したので、富岡町議会議規則第75条の規定に基づき、閉会中の継続調査の申し出をいたします。

○議長（塚野芳美君） お諮りいたします。

ただいま産業復興常任委員会委員長より報告がありましたが、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり決しました。

次に、議会運営委員会の報告を委員長より求めます。

7番、遠藤一善君。

〔議会運営委員会委員長（遠藤一善君）登壇〕

○議会運営委員会委員長（遠藤一善君） 報告第21号、平成30年6月14日、富岡町議会議長、塚野芳美様、議会運営委員会委員長、遠藤一善。

閉会中の継続審査及び調査の申し出について。本委員会は、6月14日午後1時57分より富岡町役場第1委員会室において委員会を開催した結果について、次のとおり報告いたします。

記。1、審査及び調査事件。(1) 会期、議事日程、議案の取り扱い、発言等議会の運営に関する件、(2) 議会関係例規類の制定、改廃に関する件、(3) 議長の諮問に関する件。

2、審査及び調査の経過。出席委員、全員、欠席委員、なし、説明出席者、なし、職務出席者、議長、議会事務局長、庶務係長。

3、審査及び調査の結果。審査及び調査未了につき、当委員会において閉会中の継続審査及び調査の要ありと決したので、富岡町議会議規則第75条の規定に基づき、閉会中の継続審査及び調査の申し出をいたします。

○議長（塚野芳美君） お諮りいたします。

ただいま議会運営委員会委員長より報告がありましたが、委員長報告のとおり決することにご異議

ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり決しました。

次に、議会報編集特別委員会の報告を委員長より求めます。

5番、堀本典明君。

〔議会報編集特別委員会委員長（堀本典明君）登壇〕

○議会報編集特別委員会委員長（堀本典明君） 報告第22号、平成30年6月14日、富岡町議会議長、塚野芳美様、議会報編集特別委員会委員長、堀本典明。

閉会中の継続審査の申し出について。本委員会は、6月14日午後1時59分より富岡町役場第1委員会室において委員会を開催した結果について、次のとおり報告いたします。

記。1、審査事件。議会報の編集等に関する件。

2、審査の経過。出席委員、全員、欠席委員、なし、説明出席者、なし、職務出席者、議長、議会事務局長、庶務係長。

3、審査の結果。審査未了につき、当委員会において閉会中の継続審査の要ありと決したので、富岡町議会会議規則第75条の規定に基づき、閉会中の継続審査の申し出をいたします。

○議長（塚野芳美君） お諮りいたします。

ただいま議会報編集特別委員会委員長より報告がありましたが、委員長報告のとおり決することに
ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 異議なしと認めます。

よって、委員長の報告のとおり決しました。

次に、原子力発電所等に関する特別委員会の報告を委員長より求めます。

9番、宇佐神幸一君。

〔原子力発電所等に関する特別委員会委員長（宇佐神幸一君）登壇〕

○原子力発電所等に関する特別委員会委員長（宇佐神幸一君） 報告第23号、平成30年6月14日、富岡町議会議長、塚野芳美様、原子力発電所等に関する特別委員会委員長、宇佐神幸一。

閉会中の継続審査の申し出について。本委員会は、6月14日午後2時より富岡町役場全員協議会室において委員会を開催した結果について、次のとおり報告いたします。

記。1、審査事件。原子力発電所並びに東日本大震災に関する件。

2、審査の経過。出席委員、全員、欠席委員、なし、説明出席者、なし、職務出席者、議長、議会事務局長、庶務係長。

3、審査の結果。審査未了につき、当委員会において閉会中の継続審査の要ありと決したので、富

岡町議会会議規則第75条の規定に基づき、閉会中の継続審査の申し出をいたします。

○議長（塚野芳美君） お諮りいたします。

ただいま原子力発電所等に関する特別委員会委員長より報告がありましたが、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり決しました。

○動議の提出

〔「1番」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 1番、渡辺英博君。

○1番（渡辺英博君） この際、議決の結果生じた字句等の整理について議長に委任するため動議を提出いたします。

〔「賛成」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） お諮りいたします。

ただいま1番、渡辺英博君より動議の提出がありました。所定の賛成者がありますので、動議は成立いたしました。

動議の内容について、1番、渡辺英博君より説明を求めます。

1番、渡辺英博君。

○1番（渡辺英博君） 本定例会において議決の結果生じた条項、字句、数字、その他の整理について、富岡町議会会議規則第45条の規定により、議長に委任いたしたく発案いたします。

○議長（塚野芳美君） お諮りいたします。

ただいまの動議のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 異議なしと認めます。

よって、字句、数字等の本筋を失わない範囲における修正等について、富岡町議会会議規則第45条の規定により、議長に一任することに決しました。

○閉会の宣告

○議長（塚野芳美君） 以上をもって本定例会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

これをもって平成30年第5回富岡町議会定例会を閉会いたします。

閉 会 （午後 2時25分）

上記会議のてんまつを記録し、相違ないことを証するため署名する。

平成30年 月 日

議 長 塚 野 芳 美

議 員 渡 辺 英 博

議 員 渡 辺 正 道